
第2期 鳥取市子ども・子育て支援事業計画



令和2（2020）年3月

鳥取市



～ 目 次 ～



第1章 計画の策定に当たって	1
【1】子育てをめぐる社会的背景	1
【2】本市の動きと計画策定の趣旨	2
【3】計画の期間	2
【4】計画の位置付け	3
第2章 本市の子育てを取り巻く現状	4
【1】人口等の状況	4
【2】母子保健の取組状況	12
【3】教育・保育施設の状況	20
【4】地域子ども・子育て支援事業の状況	23
第3章 第1期子ども子育て支援事業計画の評価等	26
第4章 ニーズ調査の概要	36
第5章 計画の基本的な考え方	44
【1】基本理念	44
【2】基本目標	45
【3】施策体系	46
第6章 計画の展開	47
【基本目標1】親子の健やかな成長を支えるために	47
【基本目標2】健やかな成長を支える場の確保のために	52
【基本目標3】子育て家庭を支援するために	55
【基本目標4】地域ぐるみで子育てをするために	63
【基本目標5】安心して子育てできる環境づくりのために	66
第7章 教育・保育等の量の見込みと確保の内容	71
【1】教育・保育の提供区域の設定について	71
【2】量の見込みの算出について	71
【3】教育・保育事業等の量の見込みと確保方策	72
第8章 計画の推進と点検・評価	82
資料編	83
1 鳥取市社会福祉審議会規程	83
2 鳥取市社会福祉審議会委員名簿（児童福祉専門分科会）	86
3 鳥取市社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）の開催経緯	86



第1章 計画の策定に当たって

【1】子育てをめぐる社会的背景

我が国においては、近年、総人口の減少や急速な少子高齢化、核家族化が進行する中で、就労ニーズの多様化に伴う待機児童問題や、育児不安を抱える家庭の増加、子どもの貧困問題等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、解決すべき課題も多岐にわたっています。

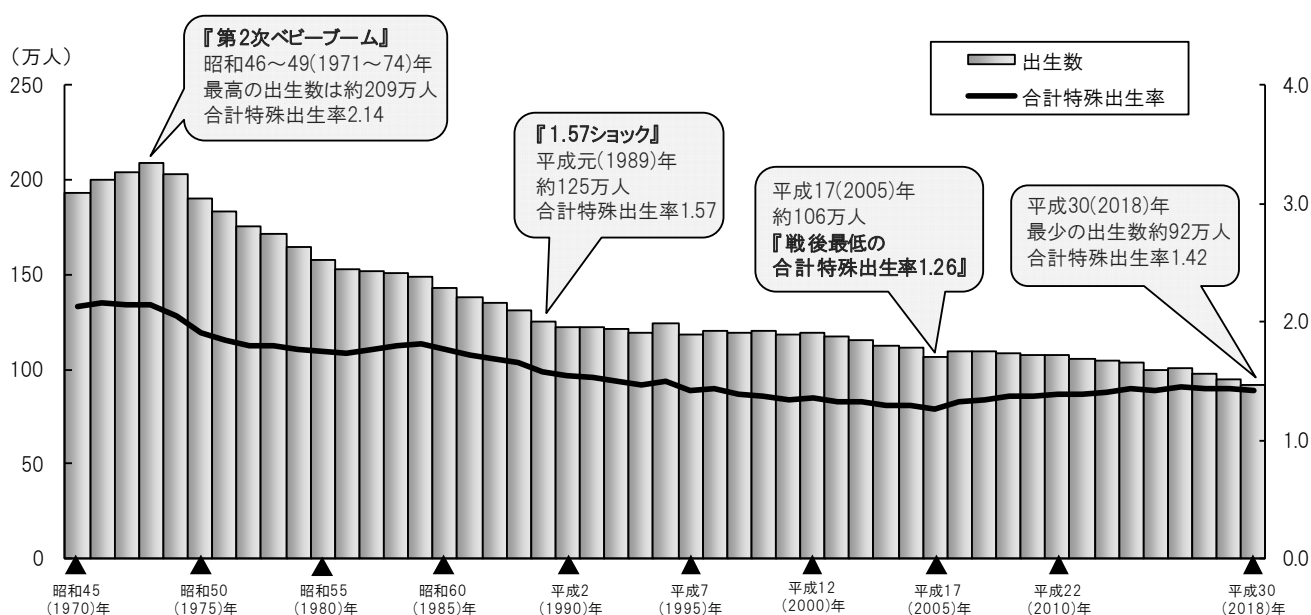
一人の女性が生涯に産む子どもの数である「合計特殊出生率」は、昭和50(1975)年に2.0を下回ってからは減少を続けており、近年では微増傾向にあったものの再び減少に転じ、平成30(2018)年時点において1.42となっています。

こうした社会的背景において、国は「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」(以下「子ども・子育て支援法」と言います。))を制定し、平成27(2015)年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。

子育て支援施策の加速化を目指したこの新制度では、子育てをめぐる様々な問題の解決に向け、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」「保育の量的拡大・確保」を大きな目的として掲げています。

また、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の数値目標の前倒しや、幼児教育・保育の無償化、更には「新・放課後子ども総合プラン」の策定等、子育て支援施策のより一層の充実が図られています。

【合計特殊出生率の動き】



【2】本市の動きと計画策定の趣旨

本市においては、全ての子どもに良質な子育て環境を保障し、一人一人の子どもが、健やかに成長することができる社会の実現を目的とする取組として、平成27(2015)年3月に「鳥取市 子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」と言います。)を策定しました。

本市ではこの第1期計画に基づき、就学前の保育及び教育を適切に提供できる施設整備をはじめ、妊娠、出産から学童期に至るまでの相談支援や情報提供機能の充実、子育て世代包括支援センター(こそだてらす)の開設など、総合的な子育て支援の環境づくりに取り組んでいます。

令和元(2019)年度までの5年間を対象期間とした第1期計画の計画期間満了に伴い、この度「第2期鳥取市 子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」と言います。)を策定します。

本計画の策定に当たっては、第1期計画における取組の進捗評価をはじめ、ニーズ調査(アンケート調査)に基づく子育て中の保護者の意識やニーズ、関係機関の意見等を踏まえ、本市における子育て支援に関する様々な分野の取組を、総合的、計画的に推進するとともに、より実効性のある計画を目指して策定します。

【3】計画の期間

本計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、取組内容をはじめ、量の見込みや確保方策などに変更の必要性が生じた場合は、期間中であっても見直す場合があります。

【4】計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」の規定による「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、「次世代育成支援対策推進法」の規定による「市町村行動計画」の役割を担います。更に、母子の健康水準を向上させるために国が推進する「健やか親子21」の地方計画である「鳥取市母子保健計画」としても位置付け、本市における子育て支援の総合的な取組として推進していくものとします。

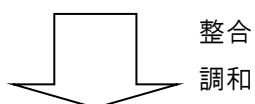
策定に当たっては、本市の最上位計画である「第10次鳥取市総合計画」をはじめ、関連計画との整合、調和を図るものとします。

【本市における計画の位置付け】

「第10次鳥取市総合計画」
いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、
自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市（めざす将来像）

鳥取市関連計画

- 鳥取市地域福祉推進計画
- 鳥取市子どもの未来応援計画
- 鳥取市男女共同参画かがやきプラン
- 鳥取市健康づくり計画（とっとり市民元気プラン）
- 鳥取市障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画・・・
など



第2期 鳥取市子ども・子育て支援事業計画

第2章 本市の子育てを取り巻く現状

【1】人口等の状況

1 人口の状況

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成31(2019)年3月末日現在185,891人であり、平成26(2014)年から約5,600人の減少(平成26(2014)年を100.0とした場合97.1)となっています。近年、人口減少が顕著に進行しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成26(2014)年の2.47人から平成31(2019)年で2.33人となっています。

【人口・世帯数の推移】

	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年
人口(人)	191,504	190,651	189,986	188,894	187,427	185,891
世帯数(世帯)	77,578	78,099	78,677	79,121	79,476	79,755
世帯人員(人/世帯)	2.47	2.44	2.41	2.39	2.36	2.33
人口増減率(%)	100.0	99.6	99.2	98.6	97.9	97.1
世帯数増減率(%)	100.0	100.7	101.4	102.0	102.4	102.8

注：増減率は、平成26(2014)年を100.0とした場合の各年の割合を示す。
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)(外国人を含む。)

(2) 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

平成29(2017)年では、自然動態がマイナス841人、社会動態がマイナス389人、合計1,230人の人口減少となっています。

【人口動態】

(単位：人)

	自然動態		(c)	社会動態		(f)	人口動態 (g)
	出生数 (a)	死亡者数 (b)		転入(d)	転出(e)		
平成26(2014)年	1,629	2,144	-515	4,554	4,921	-367	-882
平成27(2015)年	1,640	2,154	-514	4,522	5,082	-560	-1,074
平成28(2016)年	1,563	2,176	-613	4,329	4,792	-463	-1,076
平成29(2017)年	1,412	2,253	-841	4,365	4,754	-389	-1,230

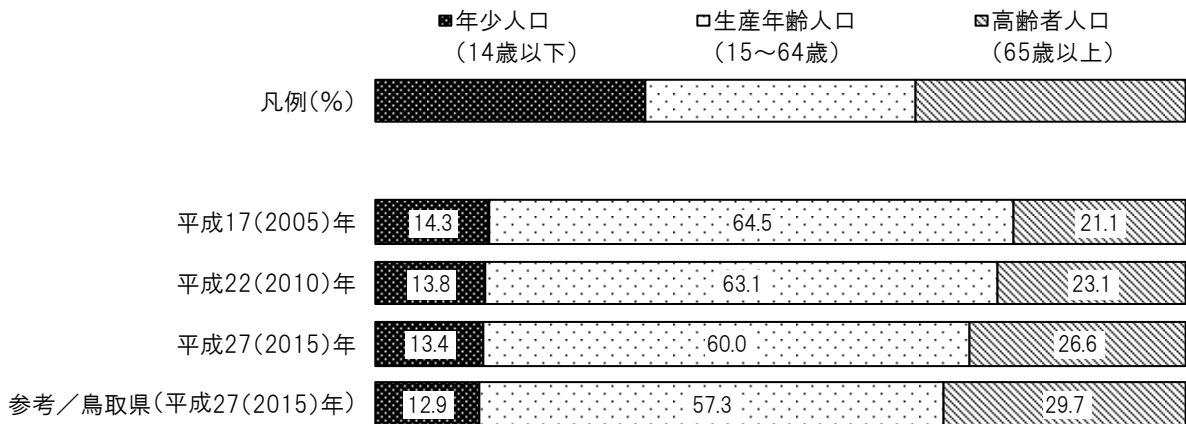
注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

資料：自然動態は人口動態統計、社会動態は住民基本台帳人口移動報告(各年1月から12月分の移動状況)

(3) 年齢別人口

年齢別の人口構成比をみると、平成 27(2015)年では年少人口(14歳以下)は 13.4%、生産年齢人口(15~64歳)は 60.0%、高齢者人口(65歳以上 = 高齢化率)は 26.6%となっており、高齢化率は増加で推移しています。また、年少人口は緩やかな減少で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

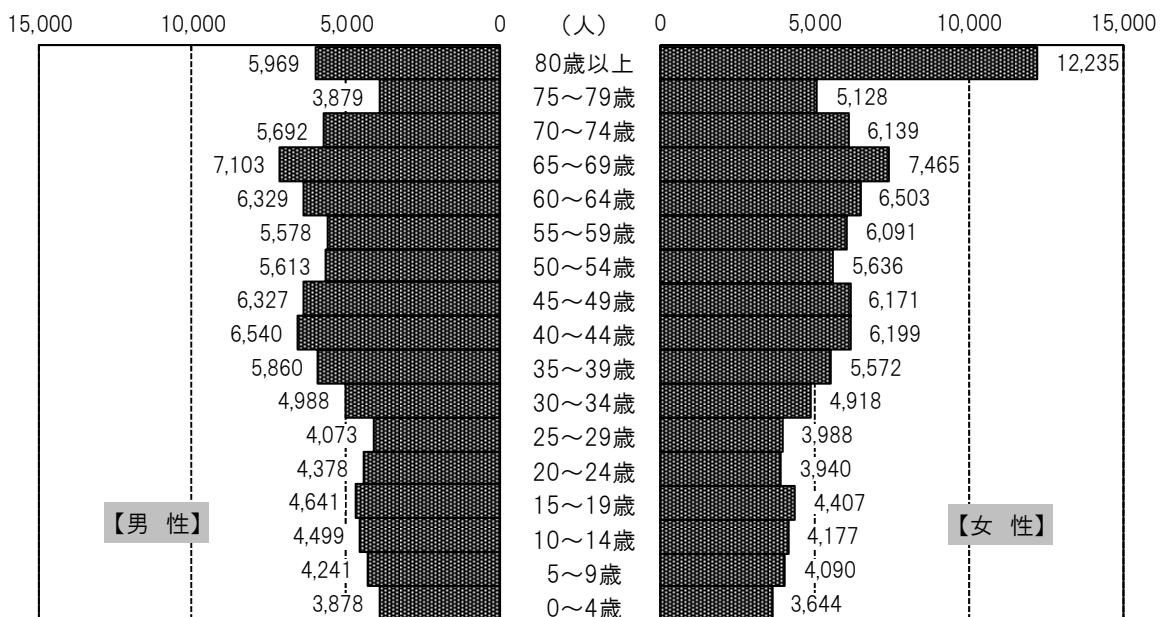
【年齢3区分人口構成比】



資料:国勢調査

更に、年齢を5歳階級別でみると、男女共に60歳代後半を中心とする「団塊の世代」及び40歳代の「団塊ジュニア層」が多くなっています。また、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回り、差が目立っています。

【年齢5歳階級別人口】

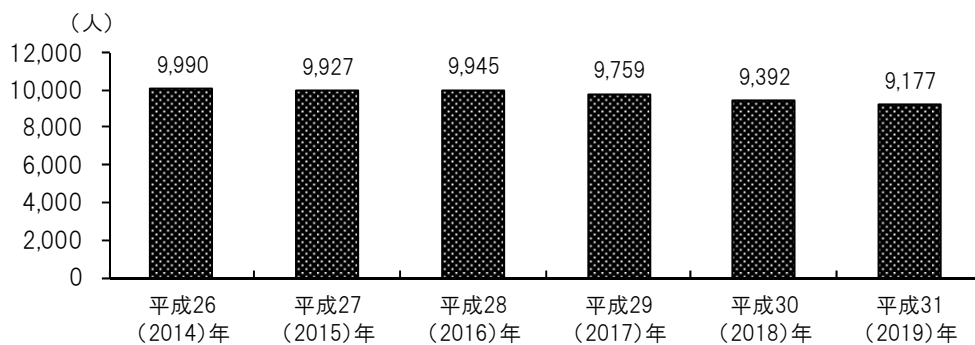


資料:住民基本台帳(平成31(2019)年3月末日現在)(外国人を含む。)

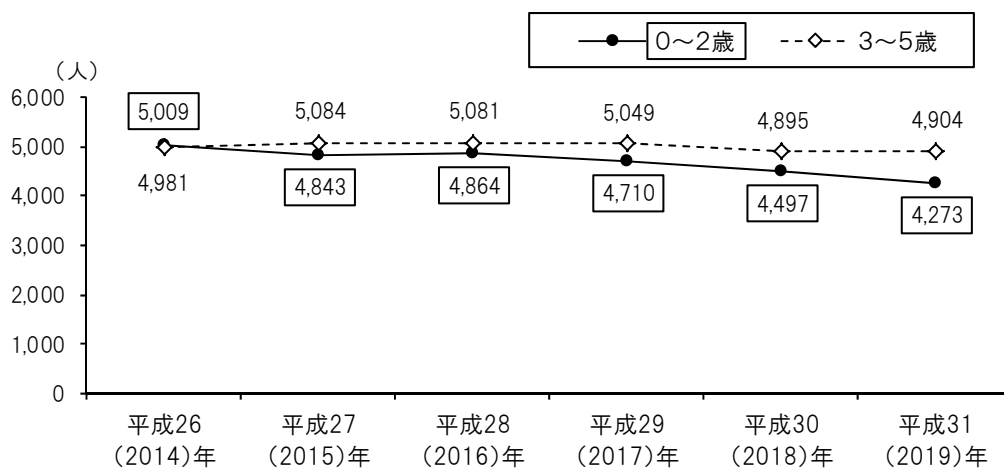
(4) 子どもの人口推移

本市の5歳以下の子ども人口の推移をみると、緩やかな減少で推移しています。平成31(2019)年3月末日現在9,177人であり、3～5歳の合計人数が0～2歳の合計を上回って推移しています。

【子どもの人口推移（0～5歳合計）】



【子どもの年齢別人口推移】

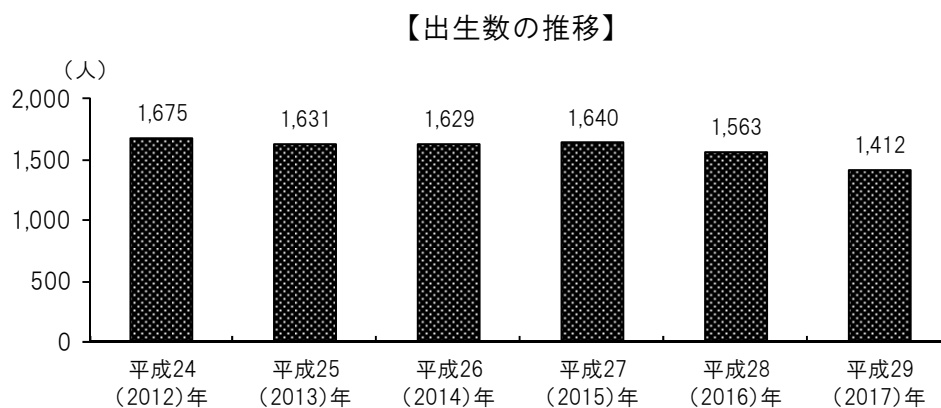


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）（外国人を含む。）

2 出生等の状況

(1) 年間出生数の推移

本市の出生数は、近年、減少傾向にあり、平成 29(2017)年は 1,412 人となっています。



資料:人口動態統計

(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、国の平均を上回って推移していますが、平成 29(2017)年は 1.45 人と、鳥取県の平均を大きく下回り、近年では最も低くなっています。

【合計特殊出生率の推移】

(単位:人)

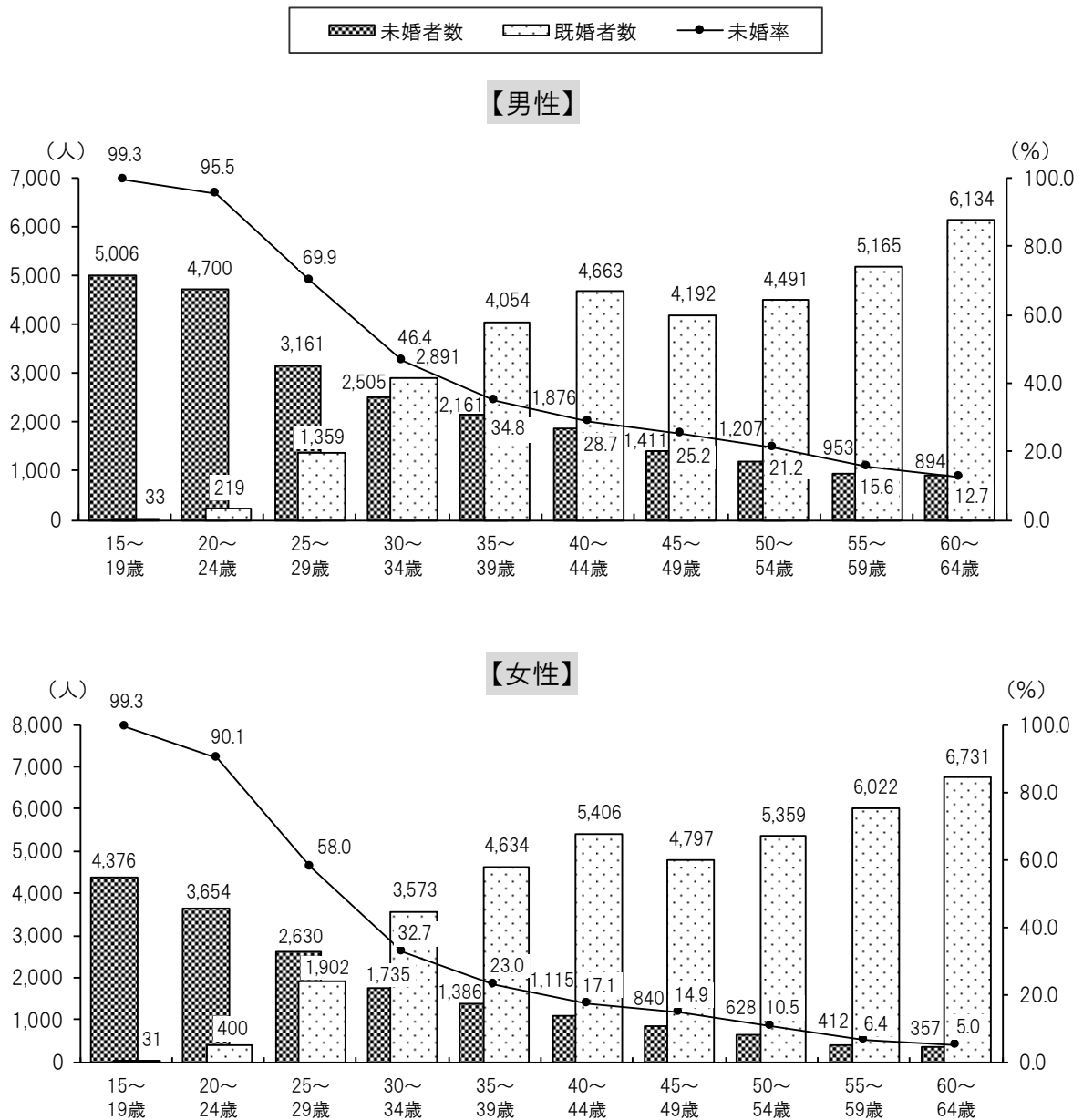
	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年
鳥取市	1.55	1.60	1.66	1.55	1.45
鳥取県	1.62	1.60	1.65	1.60	1.66
国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料:人口動態統計

(3) 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代前半になると逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合も、30歳代前半に逆転していますが、男性に比べ既婚者数は大きく上回っています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】



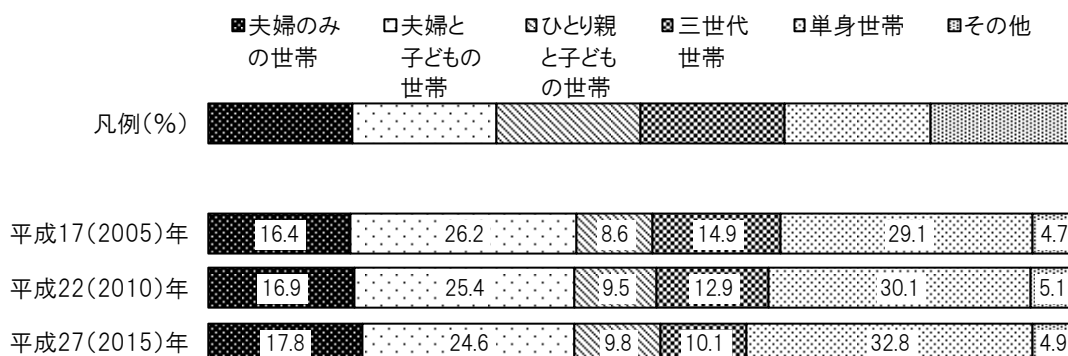
資料：国勢調査(平成 27(2015)年)

3 世帯の状況

(1) 世帯構成

世帯構成について、平成 17(2005)年から平成 27(2015)年までの推移で見ると、「夫婦のみの世帯」「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかな減少で推移しています。また、世帯人員が多い「三世代世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料:国勢調査

(2) ひとり親家庭の状況(20歳未満の子どもがいる世帯)

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭については、平成27(2015)年で1,285世帯となっており、うち母子世帯が1,165世帯(90.7%)、父子世帯が120世帯(9.3%)となっています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成 17(2005)年	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年
ひとり親家庭(合計)	1,256	1,229	1,285
母子世帯数	1,142(90.9%)	1,130(91.9%)	1,165(90.7%)
父子世帯数	114(9.1%)	99(8.1%)	120(9.3%)

資料:国勢調査

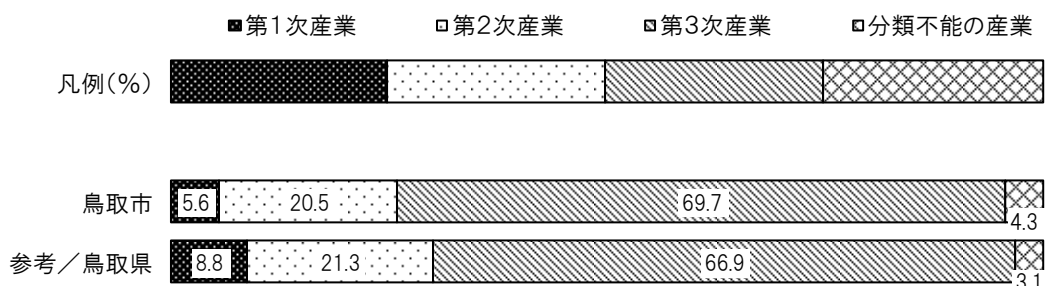
4 就業の状況

(1) 就業構造

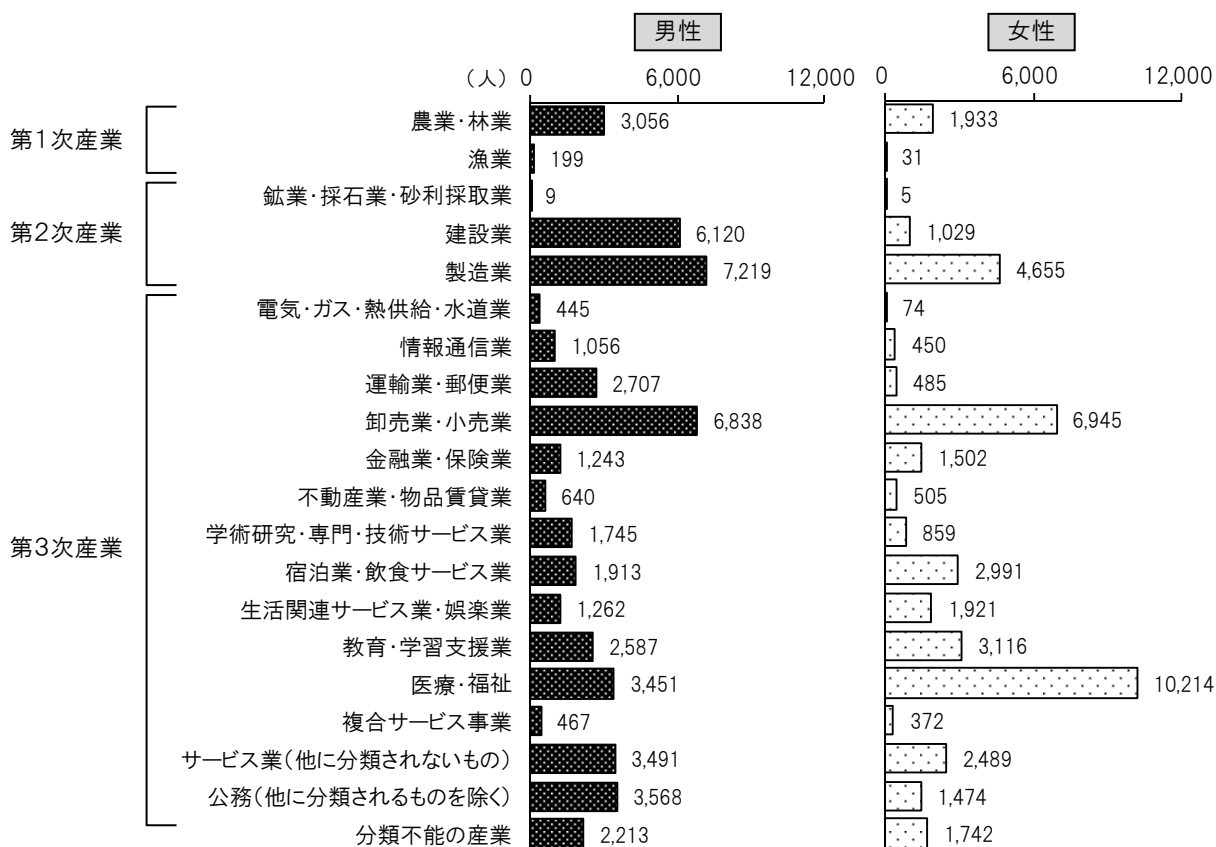
産業別就業者構成比をみると、平成 27 (2015) 年では第 1 次産業の割合が 5.6%、第 2 次産業が 20.5%、第 3 次産業が 69.7%となっています。鳥取県全体と比べ、第 1 次産業の割合がやや低く、第 3 次産業の割合がやや高くなっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「製造業」「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



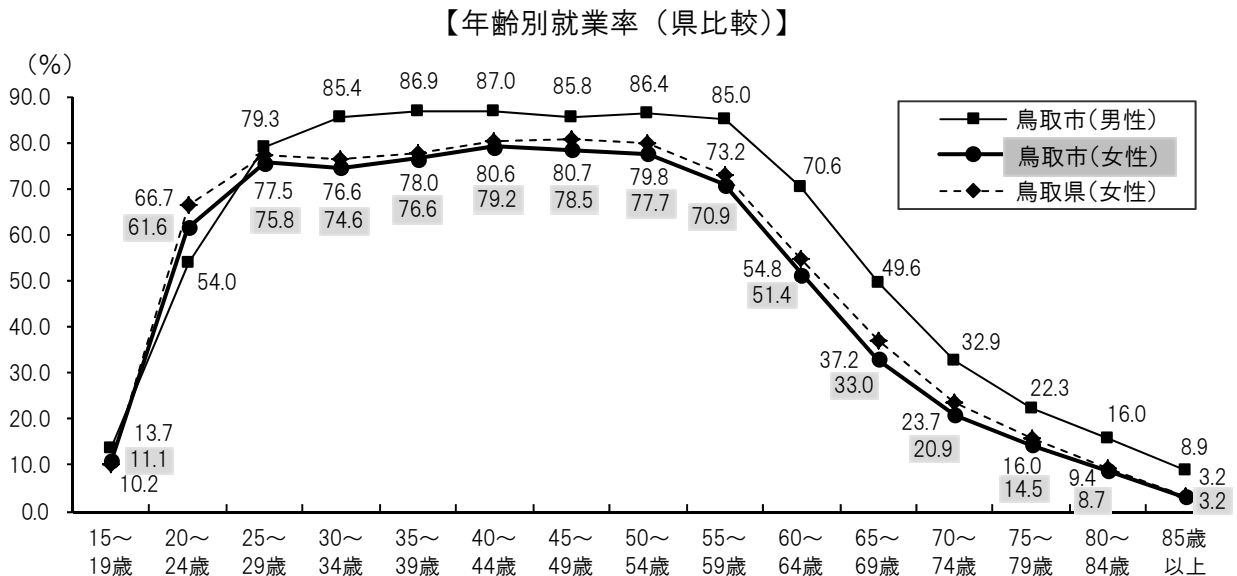
【産業大分類別 15 歳以上就業者数】



資料：国勢調査（平成 27 (2015) 年）

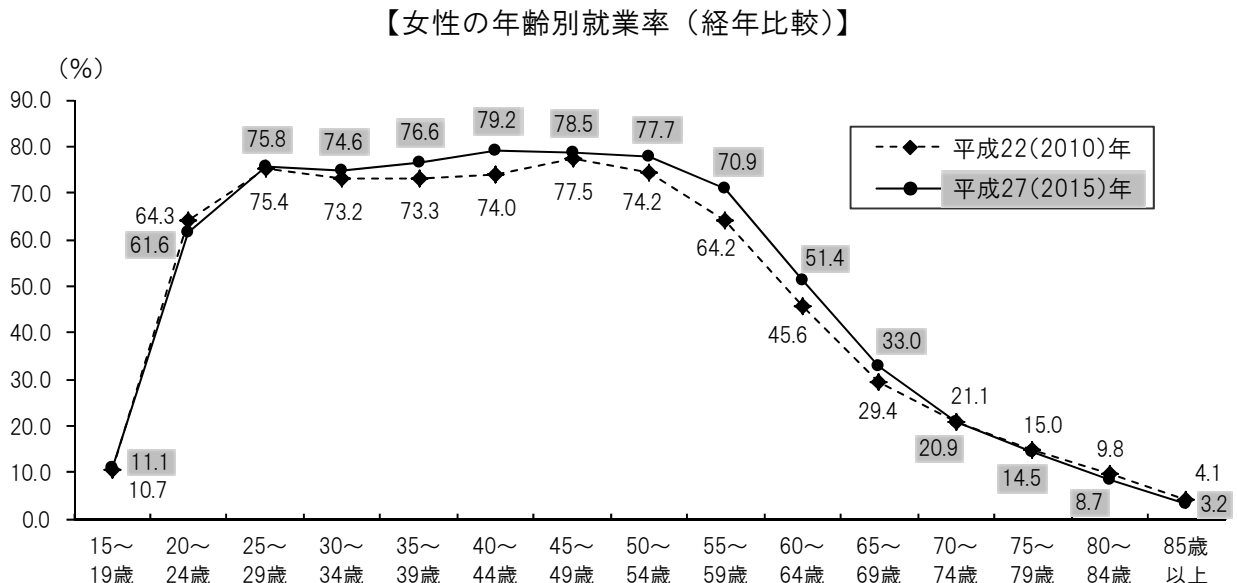
(2) 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、各年齢層共に鳥取県の平均をやや下回っています。また、本市では「M字カーブ」の傾向はほとんどみられず、「婚姻～子育て開始時期」の離職率が低いことがうかがえます。



資料:国勢調査(平成 27(2015)年)

本市の就業率は、平成 22(2010)年に比べ全体的に増加しており、共働き世帯が増えていることがうかがえます。特に 40 歳代前半の増加が目立っています。



資料:国勢調査

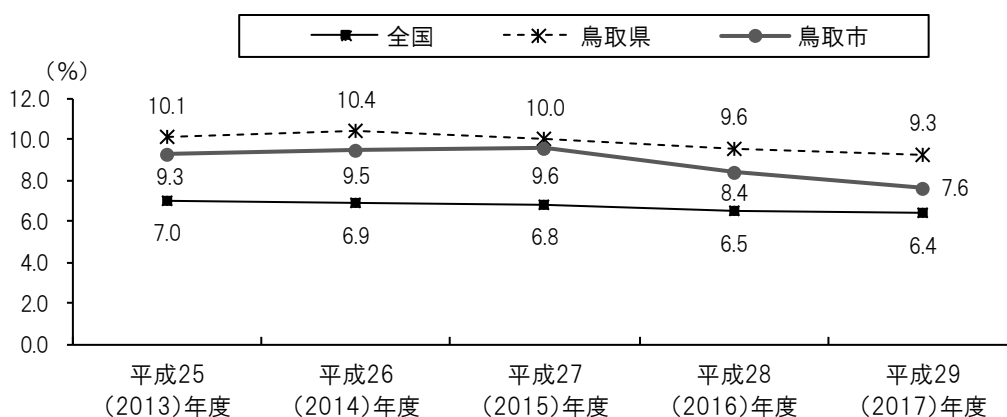
※日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳代前半を谷とし、20 歳代後半と 30 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

【2】母子保健の取組状況

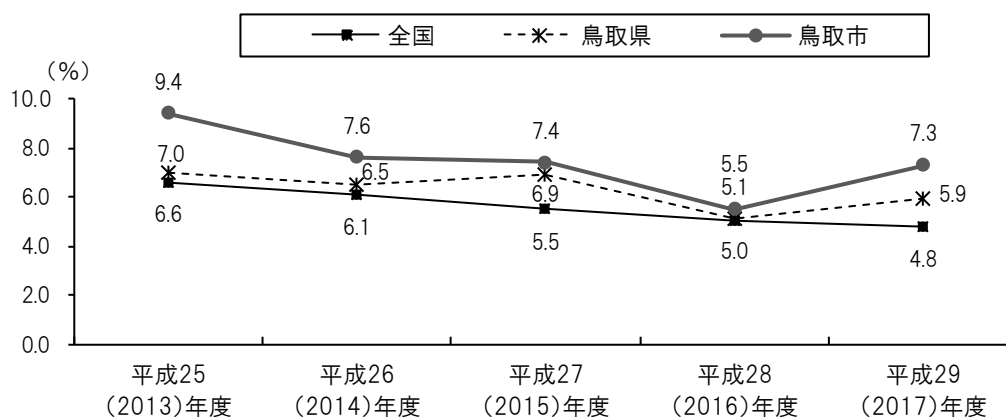
1 人工妊娠中絶率の推移

本市の人工妊娠中絶率（15～49歳）の推移をみると、近年は減少傾向にあり、国の平均を上回って推移していますが、県の平均は下回って推移しています。また、10代の人工妊娠中絶率（15～19歳）は、減少傾向にありましたが、平成29（2017）年度は増加に転じ、国や県の平均を上回って推移しています。

【人工妊娠中絶率の推移（15～49歳女子人口千対）】



【10代の人工妊娠中絶率の推移（15～19歳女子人口千対）】

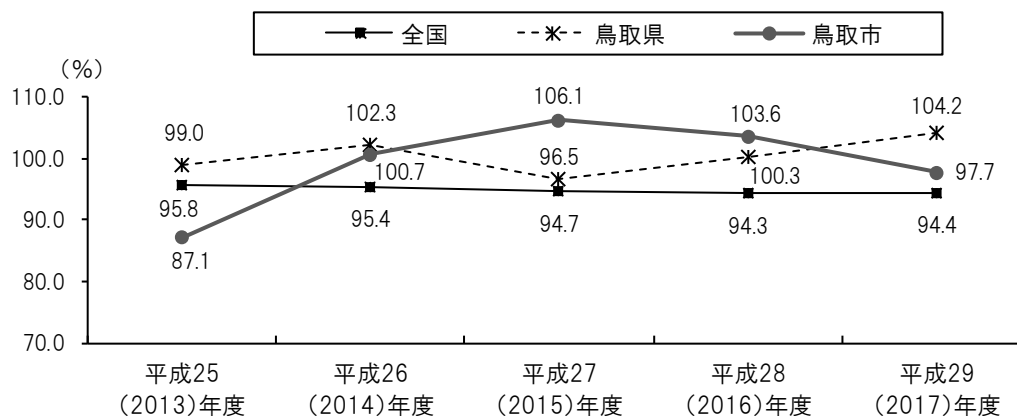


資料：人口動態統計

2 低出生体重児の推移

本市の低出生体重児(出生体重2,500g未満)の推移をみると、近年は減少傾向にあり、国や県の平均を上回って推移していましたが、平成29(2017)年度は国の平均は上回っていますが、県の平均は下回っています。

【低出生体重児(出生体重2,500g未満)の推移(出生千対)】



資料:人口動態統計

3 特定不妊(一般不妊)治療費助成の状況

本市の特定不妊治療費助成の交付人数をみると、平成30(2018)年度は207人となっています。また、一般不妊治療費助成の交付人数は、平成29(2017)年度は100人と大きく増加しましたが、平成30(2018)年度は90人と減少しています。

【特定不妊(一般不妊)治療費助成の状況】

(単位:人)

	特定不妊					一般不妊				
	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度
交付人数	176	165	179	208	207	69	67	65	100	90
延べ人数	385	362	384	404	451	76	73	68	118	102

資料:けんこう鳥取

4 妊婦健診・妊婦相談の状況

本市の妊婦健康診査受診者数は、緩やかな減少傾向にあり、平成 30(2018)年度は 19,049 人で、妊婦歯科健診受診者数は 574 人となっています。また、妊婦相談者数は 1,425 人となっています。

【妊婦健診・妊婦相談の状況】

(単位:人)

		平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
妊婦健康診査受診者数	延べ人数	21,765	21,580	19,859	19,204	19,049
妊婦歯科健診受診者数	実人数	—	—	553	532	574
全妊婦相談	実人数	—	—	—	1,556	1,425

資料:けんこう鳥取

5 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導の状況

本市の妊産婦・新生児・乳幼児の訪問指導については、平成 28(2016)年度以降、いずれも緩やかな減少で推移していますが、未熟児の訪問指導については、緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。

【妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導の状況】

(単位:人)

		平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
妊産婦	実人数	1,587	1,618	1,515	1,469	1,405
	延べ人数	1,675	1,669	1,561	1,527	1,460
新生児※	実人数	1,586	1,622	1,529	1,472	1,389
	延べ人数	1,647	1,651	1,563	1,504	1,432
未熟児	実人数	35	37	25	31	20
乳幼児	実人数	141	195	156	145	133
	延べ人数	242	304	215	220	161

※乳幼児全戸訪問事業を含む。

資料:地域保健事業報告

6 乳幼児健診・歯科健診の状況

本市の乳幼児健診の状況をみると、平成30(2018)年度の3～4か月児の受診率は95.4%と、6か月児や1歳6か月児、3歳児と比べてやや低くなっているものの、全体的に高い受診率となっています。また、2歳児の歯科健診受診率は、緩やかな増加傾向にあり、平成30(2018)年度は87.2%となっています。

【乳幼児健診・歯科健診の状況】

(単位:人)

		平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
3～4か月児	対象者数	1,649	1,743	1,579	1,449	1,490
	受診者数	1,578	1,581	1,547	1,414	1,421
	受診率(%)	95.7	90.7	98.0	97.6	95.4
6か月児	対象者数	1,629	1,633	1,582	1,438	1,431
	受診者数	1,609	1,613	1,564	1,419	1,423
	受診率(%)	98.8	98.8	98.9	98.7	99.4
1歳6か月児	対象者数	1,611	1,635	1,646	1,581	1,455
	受診者数	1,585	1,609	1,618	1,566	1,443
	受診率(%)	98.4	98.4	98.3	99.1	99.1
3歳児	対象者数	1,791	1,671	1,674	1,668	1,634
	受診者数	1,740	1,631	1,615	1,637	1,603
	受診率(%)	97.2	97.6	96.5	98.1	98.1
2歳歯科	対象者数	1,681	1,671	1,657	1,587	1,503
	受診者数	1,347	1,324	1,398	1,346	1,311
	受診率(%)	80.1	79.2	84.4	84.8	87.2

資料:地域保健事業報告

7 健康相談・発達相談の状況

健康相談や育児相談の来所者数をみると、全体的に減少傾向にあります。また、医師への発達相談に関する相談は、緩やかな減少傾向にあります。また、専門職への相談は緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。

【健康相談・発達相談の状況(延べ人数)】

(単位:人)

		平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
健康相談 育児相談	来所	妊産婦	1,997	1,834	1,547	1,705
		乳幼児	3,883	2,575	2,185	2,382
		その他	63	61	103	68
	地域	1,231	1,141	1,032	1,017	
発達相談	医師	96	94	76	85	
	その他専門職*	151	141	168	165	

※心理士、言語聴覚士

資料:けんこう鳥取

8 親子教室※への参加状況

親子教室への参加状況をみると、参加組数は近年緩やかに減少しており、平成 30(2018)年度は 152 組となっています。

【親子教室への参加状況】

(単位:組)

		平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
参加組数	実組数	196	192	207	168	152
参加組数	延べ組数	67	59	55	44	37

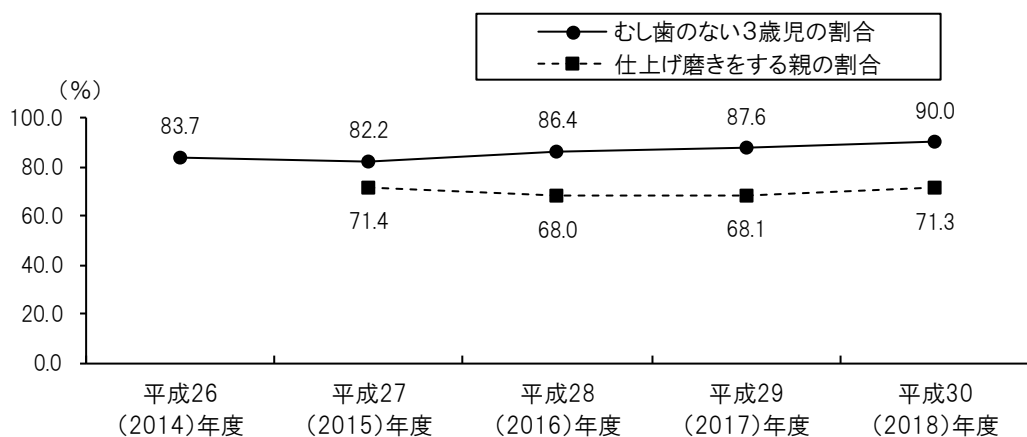
※幼児の発達支援と保護者支援を目的とした教室。

資料:けんこう鳥取

9 乳児歯科保健の状況

本市の乳児歯科保健の状況をみると、むし歯のない3歳児の割合は、緩やかに増加しており、平成 30(2018)年度は 90.0%となっています。また、仕上げ磨きをする親の割合も 71.3%と、前年に比べ増加しています。

【乳児歯科保健の状況】



注:「仕上げ磨きをする親の割合」は、仕上げ磨きをしている(子どもが磨いた後、保護者が仕上げ磨きをしている)と回答した割合。

資料:1歳6か月児健診問診票

10 離乳食講習会への参加状況

本市では、離乳の支援及びこの時期に将来の身体づくりになる好ましい食習慣の方向付けをすることを目的に、離乳食講習会を行っています。平成 30(2018)年度は 690 人となっています。

【離乳食講習会への参加状況】

(単位:回、人)

		平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
前期・中期 (5~6か月児)	開催回数	28	30	28	28	28
	参加保護者数	509	512	486	460	450
後期・完了期 (9~12か月児)	開催回数	14	12	14	14	14
	参加保護者数	294	269	258	249	240
参加保護者数 合計		803	781	744	709	690

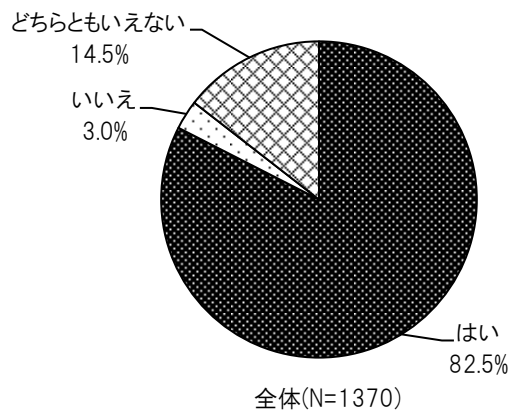
資料:けんこう鳥取

11 子育ての状況

(1) 産後、ケア・指導を十分に受けた経験

産後、退院してから 1 か月程度、ケア・指導を十分に受けた経験については、大半が「はい」と回答しています。

【産後、ケア・指導を十分に受けた経験】

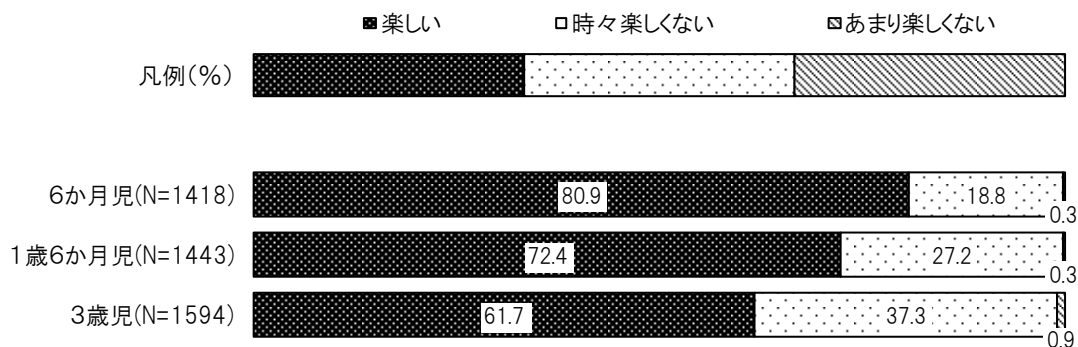


資料:平成 30(2018)年度3~4か月児健診問診票

(2) 育児を楽しんでいること

育児を楽しんでいることについては、子どもの年齢が上がるほど、「時々楽しくない」の割合が増える傾向にあります。

【育児を楽しんでいることについて】

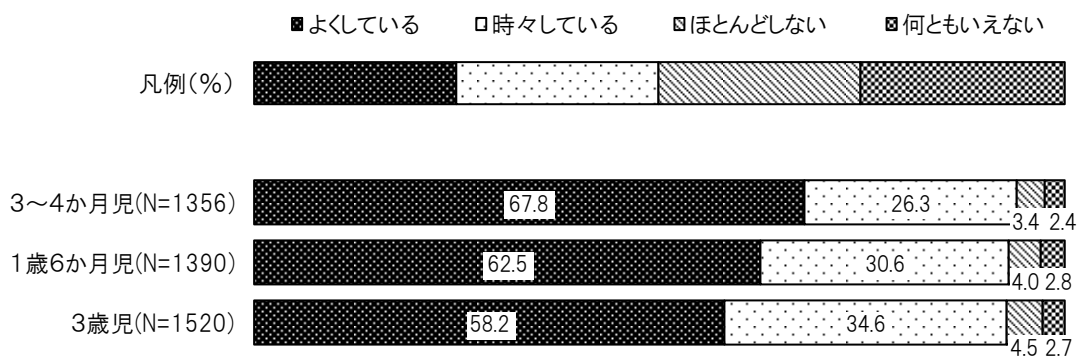


資料:平成 30(2018)年度6か月児健康診査票、1歳6か月・3歳児健診問診票

(3) 父親が育児をすること

父親が育児をすることについては、子どもの年齢が上がるほど、「よくしている」の割合が減少し、「時々している」の割合が増える傾向にあります。また、「ほとんどしない」は1割未満となっています。

【父親が育児をすることについて】

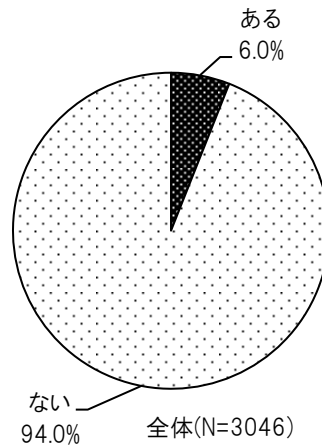


資料:平成 30(2018)年度3~4か月・1歳6か月・3歳児健診問診票

(4) 子どもを感情的に叩いた経験

数か月の間に、子どもを感情的に叩いた経験については、大半が「ない」と回答しており、「ある」は1割未満となっています。

【子どもを感情的に叩いた経験】

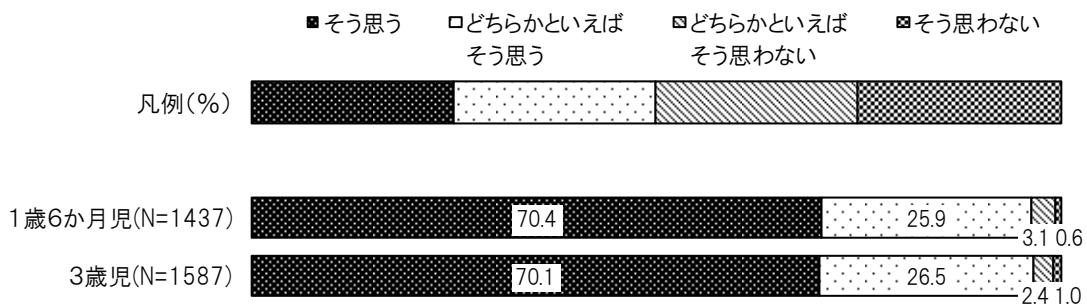


資料:平成 30(2018)年度1歳6か月・3歳児健診問診票

(5) この地域で子育てをしていきたいと思うこと

この地域で子育てをしていきたいと思うことについては、1歳6か月児、3歳児共に、大半が「そう思う」と回答しています。

【この地域で子育てをしていきたいと思うことについて】



資料:平成 30(2018)年度1歳6か月・3歳児健診問診票

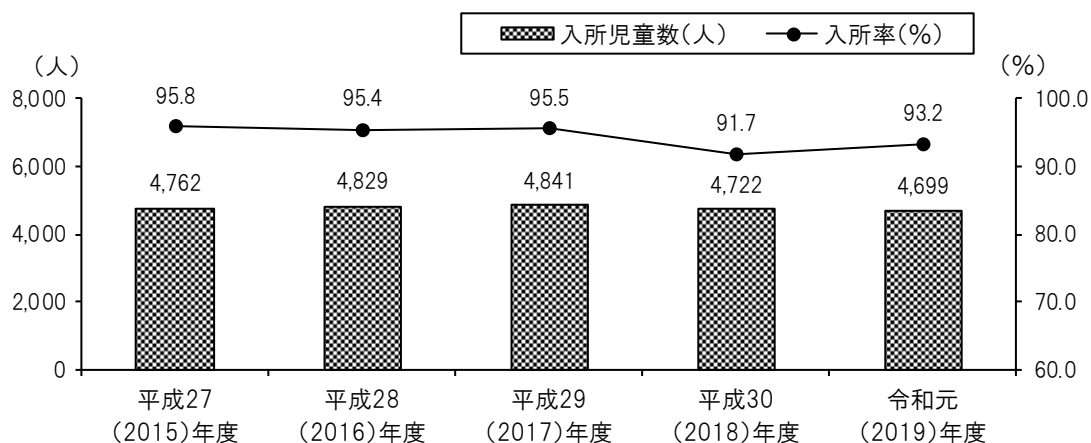
【3】教育・保育施設の状況

1 保育所

本市の保育所は、令和元（2019）年度は、公立が 25 施設、私立が 18 施設で、合計 43 施設となっています。そのうち、延長保育事業を実施している施設が 35 施設、一時預かり事業実施が 9 施設、障がい児保育事業実施が 35 施設となっています。

入所児童数は近年、緩やかな減少で推移しており、令和元（2019）年度は 4,699 人、入所率は 93.2%となっています。地域別でみると、支所地域に比べ鳥取地域の入所率が高くなっています。（支所地域とは、国府町・福部町、河原町、用瀬町、佐治町、気高町、鹿野町、青谷町の 8 地域、鳥取地域とはそれ以外の地域を指します。）

【保育所入所児童数の推移】



【保育所の数、特別保育の実施施設数】

(単位:か所)

保育所	合計	公立	私立	特別保育				
				延長保育	休日保育	一時預かり	障がい児保育	病後児保育
平成 27(2015)年度	44	28	16	34	1	8	33	3
平成 28(2016)年度	45	28	17	35	1	9	34	2
平成 29(2017)年度	45	28	17	35	0	9	34	2
平成 30(2018)年度	46	28	18	36	0	9	34	2
令和元(2019)年度	43	25	18	35	0	9	35	2

資料：庁内資料（各年度 4 月 1 日現在）

【保育所の入所児童数】

(単位:人)

保育所	定員	入所児童数	年齢別						入所率(%)
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
平成 27(2015)年度	4,970	4,762	207	762	887	1,039	968	899	95.8
平成 28(2016)年度	5,060	4,829	203	798	888	950	1,065	925	95.4
平成 29(2017)年度	5,070	4,841	213	807	925	946	966	984	95.5
平成 30(2018)年度	5,150	4,722	186	786	910	978	953	909	91.7
令和元(2019)年度	5,040	4,699	194	756	896	955	993	905	93.2

資料：庁内資料（各年度 4 月 1 日現在）

【地域別の保育所の入所児童数】

(単位:人)

保育所	区分	定員	入所児童数	年齢別						入所率(%)
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
平成27 (2015)年度	鳥取地域	3,785	3,812	176	622	697	803	765	749	100.7
	支所地域	1,185	950	31	140	190	236	203	150	80.2
平成28 (2016)年度	鳥取地域	3,875	3,864	160	656	698	751	823	776	99.7
	支所地域	1,185	965	43	142	190	199	242	149	81.4
平成29 (2017)年度	鳥取地域	3,890	3,856	173	638	733	732	757	823	99.1
	支所地域	1,180	985	40	169	192	214	209	161	83.5
平成30 (2018)年度	鳥取地域	3,970	3,780	159	617	715	792	738	759	95.2
	支所地域	1,180	942	27	169	195	186	215	150	79.8
令和元 (2019)年度	鳥取地域	3,910	3,787	172	607	694	761	797	756	96.9
	支所地域	1,130	912	22	149	202	194	196	149	80.7

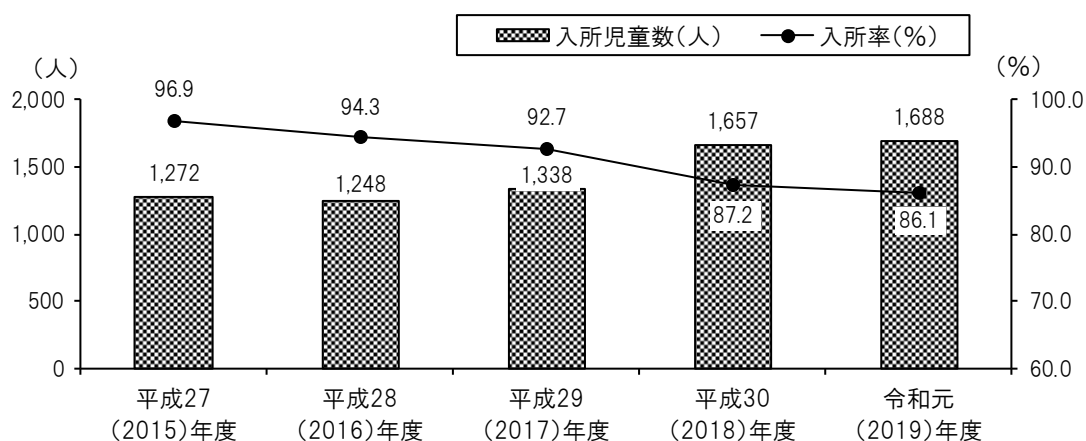
資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

2 認定こども園

本市の認定こども園は、令和元（2019）年度は10施設あります。そのうち、休日保育事業実施施設が1施設、障がい児保育事業実施施設が8施設となっています。

入所児童数は近年、増加傾向にあり、令和元（2019）年度は1,688人、入所率は86.1%となっています。

【認定こども園入所児童数の推移】



【認定こども園の数、特別保育の実施施設数】

(単位:か所)

認定こども園	合計	私立	特別保育				
			延長保育	休日保育	一時預かり	障がい児保育	病後児保育
平成27(2015)年度	5	5	5	0	0	5	0
平成28(2016)年度	5	5	5	0	0	5	0
平成29(2017)年度	6	6	6	1	0	5	0
平成30(2018)年度	9	9	9	1	0	8	0
令和元(2019)年度	10	10	10	1	0	8	0

資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

【認定こども園の入所児童数】

(単位:人)

認定こども園	定員	入所児童数	うち								入所率(%)
			幼稚園	保育所	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
平成27(2015)年度	1,313	1,272	655	617	22	109	126	127	120	113	96.9
平成28(2016)年度	1,323	1,248	586	662	33	102	132	138	135	122	94.3
平成29(2017)年度	1,443	1,338	532	806	30	146	144	171	160	155	92.7
平成30(2018)年度	1,901	1,657	708	949	35	120	171	200	221	202	87.2
令和元(2019)年度	1,960	1,688	664	1,024	37	135	155	241	224	232	86.1

資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

【保育所の待機児童数の推移】

(単位:人)

区分	平成22(2010)年度	平成23(2011)年度	平成24(2012)年度	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
4月1日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月1日	0	0	0	0	0	0	16	55	33	—

資料：庁内資料

3 幼稚園

本市の幼稚園は、令和元(2019)年度は、国公立が4施設、私立が4施設で、合計8施設あり、入所児童数は近年、減少傾向にあります。

【幼稚園の数及び入所児童数】

(単位:か所、人)

	施設数			入所児童数			
	合計	国公立	私立	合計	国立	公立	私立
平成27(2015)年度	11	4	7	1,044	88	141	815
平成28(2016)年度	11	4	7	988	71	140	777
平成29(2017)年度	11	4	7	1,013	76	157	780
平成30(2018)年度	8	4	4	561	67	139	355
令和元(2019)年度	8	4	4	544	52	137	355

資料：庁内資料（各年度5月1日現在）

【4】地域子ども・子育て支援事業の状況

1 利用者支援事業

利用者支援事業は、平成 30（2018）年度は市内 3 か所で開催しています。

	単位	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
実施か所数	か所	0	1	1	2	3

2 一時預かり事業

幼稚園の預かり保育の利用者数は、平成 30(2018)年度は認定こども園への移行が進み、減少となっています。また、保育所等の一時預かりやファミリー・サポート・センターにおける未就学児の一時預かり利用者数は、近年、減少で推移しています。

	単位	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
幼稚園預かり保育	延べ人数	79,634	69,122	73,802	75,057	52,066
保育所等一時預かり	延べ人数	4,603	4,069	6,150	4,819	3,814
ファミリー・サポート・センター、未就学児	延べ人数	830	770	1,180	1,113	776

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブの利用者数は、近年、増加で推移しており、平成 30（2018）年度は 2,682 人となっています。

	単位	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
利用者数	人	1,947	2,100	2,288	2,428	2,682
クラブ数	クラブ	47	49	54	56	62

4 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の利用者数は、近年、増加で推移していましたが、平成 29（2017）年度に減少に転じ、平成 30（2018）年度は 66,632 人となっています。

	単位	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
利用者数	延べ人数	60,368	68,647	82,945	75,200	66,632
拠点数	か所	13	14	14	14	14

5 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査の受診者数は、近年、減少傾向にあり、平成 30（2018）年度は 19,049 人となっています。

	単位	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
受診者数	延べ人数	21,765	21,580	19,859	19,204	19,049

6 乳児全戸訪問事業

乳児全戸訪問事業の訪問件数は、減少で推移しており、平成 30（2018）年度は 1,389 件となっています。

	単位	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
訪問件数	件	1,586	1,622	1,529	1,472	1,389

7 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の訪問件数は、減少で推移しており、平成 30（2018）年度は 259 件となっています。

	単位	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
訪問件数	件	572	542	475	357	259

8 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会を市内 1 か所で実施しています。

9 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業のうちショート・ステイの利用者数は、緩やかな増加で推移しており、平成 30（2018）年度は 750 人となっています。また、トワイライト・ステイの利用者数は、近年は横ばいで推移しており、平成 30（2018）年度は 213 人となっています。

	単位	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
ショート・ステイ	延べ人数	631	667	730	717	750
トワイライト・ステイ	延べ人数	103	91	229	218	213

10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）について、就学児における利用者数は、平成 30（2018）年度は 1,010 人と、前年度より大きく増加しています。

	単位	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
利用者数(就学児のみ)	延べ人数	756	773	716	632	1,010

11 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業（延長保育事業）の利用者数は、増減を繰り返しながら推移しており、平成 30（2018）年度は 88,196 人となっています。

	単位	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
利用者数	延べ人数	77,347	97,077	96,515	98,700	88,196

12 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児保育事業の利用者数は、近年、増加で推移しており、平成 30（2018）年度は 2,918 人となっています。

	単位	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
利用者数	人	1,562	1,839	2,477	2,678	2,918

第3章 第1期子ども子育て支援事業計画の評価等

子育て支援に関連する取組は、教育・保育分野をはじめ、学校教育や保健・福祉部門、生涯学習部門、商工・労働部門等、様々な分野との連携・調整が必要です。

本市では、第1期計画に基づき、施策や事業を実施しており、各担当部署においては、定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出し、次年度の取組に反映させています。

本計画の策定に当たり、第1期計画の「施策体系」における5つの基本目標と、基本施策ごとに、これまでの主な取組内容及び今後の取組の方向性を整理しました。

【参考／第1期計画の施策体系】

基本目標1 親と子の心身の健康を守るために	
基本施策1	安全な妊娠、出産のための環境整備
基本施策2	健やかな子どもの発達を促すための支援
基本目標2 幼児期の教育・保育の環境の確保のために	
基本施策1	幼児期の教育・保育の充実
基本施策2	特別な支援を要する療育の充実
基本目標3 子育て家庭を支援するために	
基本施策1	地域における子育て支援サービスの充実
基本施策2	多様な保育ニーズへの対応
基本施策3	幼児期の教育の充実
基本施策4	子育て短期支援事業
基本施策5	相談体制の整備
基本施策6	学校教育・社会教育における子育て支援
基本施策7	特別な援助を要する家庭への支援
基本施策8	育児不安・育児困難への対応
基本施策9	児童虐待の防止と対応
基本目標4 地域ぐるみで子育てをするために	
基本施策1	地域の中でのふれあいの充実
基本施策2	子どもの健全育成に資する教育環境の整備
基本施策3	地域での世代間交流の推進
基本施策4	市民等との協働による子育て支援
基本目標5 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりのために	
基本施策1	子育てと仕事の両立支援
基本施策2	子育てを支援する生活環境の整備
基本施策3	子ども等の安全の確保
基本施策4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 1**親と子の心身の健康を守るために****基本施策 1 安全な妊娠、出産のための環境整備****【これまでの主な取組内容】**

中学校との連携を深め、思春期の生徒への、将来子育ての当事者になる自覚を促進する教育に取り組みました。

子どもを望みながらも妊娠が困難な方や、不育症のため子どもを持つことが困難な方への経済的な支援を行いました。

妊婦健康診査費の助成や健康相談等を通じて、妊娠中の母子の健康管理や出産への不安軽減に努めました。

妊産婦のニーズに応じて個別支援計画を作成し、安心して妊娠、出産、育児に臨めるよう包括的な支援を推進しました。

産後早期の支援を強化するため、令和元（2019）年度より、産後健康診査費の助成を開始しました。

今後の主な取組の方向性*

- 児童・生徒への命の大切さや母性、父性を育てる体験学習の提供、性教育の実施。
- 不妊・不育等の夫婦への経済的負担の軽減。
- 妊婦の健康管理や出産への不安軽減につながる取組、相談支援計画作成及び相談支援。
- 乳児一時預かり等の提供により、安心して子育てできる環境の整備。

※継続して取り組む内容も含む。（以下同様。）

基本施策 2 健やかな子どもの発達を促すための支援**【これまでの主な取組内容】**

家庭訪問による乳児家庭への保健指導や育児支援など、新生児期、乳幼児期の健全な成長発達を支援しました。

定期予防接種のほか、定期接種化が見込まれる予防接種に対応しました。

妊婦歯科健康診査費、新生児聴覚検査費の助成を開始しました。

母親同士の交流や育児相談などを行う産後サロンを開設しました。

子どもの健やかな心を育むため、親子が遊べる場の提供や、乳幼児期から芸術に触れる場の提供に努めました。

障がい児、発達上の困難を抱える児童及びその保護者に対して、状態や程度に応じ、相談、指導、訪問療育、通所による日中一時支援等の支援を行いました。

心身の発達に支援が必要な児童、保育上配慮が必要な児童に保育所等で適切な支援ができるよう、訪問相談や巡回指導等を実施し、支援体制を充実しました。

妊娠期・乳幼児期からの歯の健康づくり対策の充実を図りました。

健やかな子どもの心と体の発達を図るため、適切な生活習慣とバランスのとれた食事による食育を推進しました。

乳幼児期の正しい生活習慣の確立に努めるとともに、学校と協議しながら学童期からの生活習慣予防対策の充実を図りました。

今後の主な取組の方向性	
●	乳幼児期の切れ目のない母子の健康の保持増進及び疾病の早期発見。
●	子育て相談の実施、予防接種率向上に向けた接種勧奨、妊婦歯科健診や新生児聴覚検査の受診勧奨。
●	乳幼児を持つ母親同士が交流し、育児の知識についての学習や育児相談ができる場の充実。
●	絵本を通し、親子のふれあいの大切さを知ってもらう取組や、子どもの芸術活動への意欲や基礎づくりの推進。
●	発達上の困難を抱える児童への支援、年齢や障がいの程度に応じた相談体制と適切な支援。
●	障がい児の特性や成長に応じた支援体制の整備と保護者支援の充実。
●	離乳食講習会や食育教室開催による食育の推進。
●	中学校と連携した生活習慣病予防教育や、小中学校と連携した喫煙防止教育の実施。

基本目標 2	幼児期の教育・保育の環境の確保のために
---------------	----------------------------

基本施策 1 幼児期の教育・保育の充実

【これまでの主な取組内容】

保育所の耐震化、老朽化による改修等、計画的に整備しました。

私立幼稚園の認定こども園化を促進しました。

小規模保育等の地域型保育事業の設置を進めるとともに、民間事業者等の多様な主体の参入を進めました。

幼児期の教育・保育ニーズに適切に対応できるよう、体制の確保に取り組みました。

今後の主な取組の方向性	
●	私立保育園等への施設整備に対する支援、増加する入所児童の受け皿の確保。
●	公立保育園の耐震化又は老朽化による改修・建て替え等の整備。
●	認定こども園移行に向けての支援。

基本施策 2 特別な支援を要する療育の充実

【これまでの主な取組内容】

障がいのある児童の療育、発達支援を推進するため、保育環境の整備と通園事業による療育の充実に努めました。

今後の主な取組の方向性	
●	児童発達支援センターでの通園事業や地域支援。
●	職員研修の機会確保。

基本目標 3**子育て家庭を支援するために****基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実****【これまでの主な取組内容】**

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供に努めました。

子どもと一緒に気軽に遊べる場所を提供しました。

放課後児童クラブを運営し、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場をつくるとともに、増加傾向にあるニーズの確保に努めました。

地域における子育てサークルや支援センター等で、児童の健康や育児について相談を受け、育児中の多様な不安の解消に努めました。

健全な遊びの場を提供して健康増進を図るとともに、情操を豊かにすることを目的として、児童館の充実を図り、児童の健全育成を進めました。

保育料の第3子軽減や医療費助成等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図りました。

地域食堂（こども食堂）への支援により、開設場所の増加を図りました。

今後の主な取組の方向性

- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施。
- 子育て支援センターにおいて、親子同士の交流や、悩みを相談できる場の提供。
- 放課後児童クラブの円滑な運営支援、地域ニーズに応じた分割、拡充や設置できない校区における放課後子ども教室の設置支援など児童の居場所づくりと保護者への支援。
- 児童館での体験活動の実施と健全な遊びの提供。
- 保育料の負担軽減や子育て支援カード事業等、子育て家庭の経済的負担の軽減。

基本施策 2 多様な保育ニーズへの対応**【これまでの主な取組内容】**

子育て家庭を支援するために、延長保育や一時保育の拡充等、多様な保育サービスの充実を図りました。

保育士の資質の向上と保育内容の充実を図りました。

病気時、病気回復期に一時的に預かる病児・病後児保育を実施しました。

今後の主な取組の方向性

- ニーズに応じた延長保育の実施や、休日保育の実施。
- 一時預かり事業、土曜日の園開放事業の実施。
- 専門研修等による保育士の資質向上。
- 病児・病後児保育の利用定員の拡充や新規施設の設置。

基本施策3 幼児期の教育の充実

【これまでの主な取組内容】

在園児の家庭を支援するため、保育時間を延長するとともに、土、日を除いた夏休み等の長期休業中も保育を実施しました。

地域との交流を進めるために、未就園の幼児と保護者に幼稚園を開放しました。

子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の幼児教育の充実を支援しました。

今後の主な取組の方向性

- 保護者の就労形態の多様化に対応する保育事業の実施。
- 未就園児の保護者同士のふれあいの場となる園開放の実施。
- 専門性の向上を図る研修会の開催とその支援。

基本施策4 子育て短期支援事業

【これまでの主な取組内容】

児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童を、7日間を限度に児童養護施設で預かりました。

保護者の残業などで帰宅が恒常的に夜間になる場合、児童を預かり生活指導や夕食の提供を行いました。

今後の主な取組の方向性

- 保護者の養育支援や児童の健全育成を図るショート・ステイや平日日帰りステイ、トワイライト・ステイの実施。

基本施策5 相談体制の整備

【これまでの主な取組内容】

子育ての不安や悩み、発達についての相談を受け、育児情報の提供を行いました。

DV等の家庭相談を受け、家庭の支援に努めました。

今後の主な取組の方向性

- 妊娠期からの相談支援の実施。
- DV被害者や被虐待児童の保護及び安心安全な生活の確保と児童の健全な成長の促進。

基本施策6 学校教育・社会教育における子育て支援

【これまでの主な取組内容】

学校と家庭、地域が連携し、子どもの学習や進路に関する不安や悩み、生活習慣などについて、子育て家庭を支援しました。

子どもの学習方法や生活習慣の定着に向け、家庭や地域との連携の下、学校教育において適切な指導を行いました。

子どもの発育段階に応じた家庭教育に関する学習機会や、家庭教育に関する情報の提供、相談体制の整備を行い、家庭教育への支援の充実に努めました。

家庭、学校、地域社会が連携を図り、学習活動や団体活動を通じて、子育て家庭の支援に努めました。

小・中・義務教育学校へ通う児童・生徒の就学に係る費用について、保護者の経済的な負担を軽減しました。

今後の主な取組の方向性

- 各中学校区における家庭学習の手引き、パンフレットの配布及び家庭学習がんばり週間、ノーマディアデーなどの取組。
- 特別な支援が必要な児童・生徒等に対し、切れ目ない支援体制の構築と、ニーズに沿った相談体制の推進。
- 幼児期講座の開催及び広報等の強化。
- モデル地区を指定して取り組んだ青少年の健全育成の全市的展開方策についての検討。
- 小・中・義務教育学生のスポーツ活動の支援及び指導者への「小学生スポーツ活動ガイドライン」の周知。

基本施策7 特別な援助を要する家庭への支援

【これまでの主な取組内容】

ひとり親家庭の生活の安定と向上、自立の支援を推進しました。

学業や進学環境が十分に用意されないひとり親家庭の子どもに学習支援を行い、学力の向上を図りました。

ひとり親世帯や多子世帯などを対象にした優先入居制度の整備に努めました。

今後の主な取組の方向性

- ひとり親家庭へのハローワーク鳥取とタイアップした就労支援や、経済的負担の軽減による生活の安定に向けた支援。
- ひとり親家庭の子どもへの学習の場の提供、学力向上への支援。

基本施策8 育児不安・育児困難への対応

【これまでの主な取組内容】

子育て支援を重視した乳幼児健診体制、赤ちゃんサロン、育児相談を実施し、育児の不安感や孤立感を持つ子育て家庭の支援に努めました。

今後の主な取組の方向性

- 保護者同士や地域とのつながりが持てる赤ちゃんサロンの開設。
- 保育所での育児相談や保健師による家庭訪問の実施。

基本施策9 児童虐待の防止と対応

【これまでの主な取組内容】

こども家庭相談センターで児童虐待通告相談の対応を充実させました。

子どもの健診時や赤ちゃんサロンで専門家による個別相談等、児童虐待の予防及び早期発見に努めました。

支援が特に必要と判断した養育者に対し、家庭訪問やカウンセリングなど必要な支援を行いました。

福祉、保健、医療、教育、警察、民間団体等で組織する「鳥取市要保護児童対策地域協議会」を運営し、関係機関との連携を図りました。

児童虐待を予防するために、思春期からの心を育てる啓発活動や、子育て支援施策の情報提供に努め、関係機関と連携して研修会等を実施しました。

健全な親子関係を確立するため、地域全体で子育てを支える地域づくりを推進しました。

今後の主な取組の方向性

- 児童虐待防止についての社会的理解を高めるための啓発活動。
- 関係機関や地域と連携した、児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応、支援。
- 児童虐待防止に向けた、よりきめ細やかな相談対応や、家庭訪問、心理相談員によるカウンセリングなどの支援。

基本目標 4**地域ぐるみで子育てをするために****基本施策 1 地域の中でのふれあいの充実****【これまでの主な取組内容】**

地域の子育てグループの育成支援を行い、子育て家庭の孤立を防止し、親子の交流を図りました。

地域の子育てグループをつなぐ「子育てネットワーク」の活動を支援しました。

子どもを地域社会の中で育てることや、地域での交流の必要性について、関心や理解を深め、子育てしやすい環境づくりに努めました。

今後の主な取組の方向性

- 地域の子育てグループの育成支援を行う「ゆうゆう子育てネットワーク」の活動を支援。
- 各地区の子育てサークルへの支援。

基本施策 2 子どもの健全育成に資する教育環境の整備**【これまでの主な取組内容】**

教育・保育施設、小・中・義務教育学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみで子どもを育てる環境整備に努めました。

今後の主な取組の方向性

- 地域ニーズに応じた様々な活動や取組への支援。

基本施策 3 地域での世代間交流の推進**【これまでの主な取組内容】**

地域ぐるみで子育てを推進するために、子育てボランティア活動やリーダーの育成に努めました。

教育・保育施設、小・中・義務教育学校、家庭、地域との交流を通じて、異世代間の交流を推進しました。

孤立する子育て家庭をなくすため、育児サークルなど地域活動への参加を促進しました。

今後の主な取組の方向性

- 地域との協働に向けたコーディネーターの育成、子育てサークル等への参加促進。
- 関係機関と連携した異世代間交流の推進。
- ボランティア活動による地域住民や子どもたちとのつながりの活性化。

基本施策4 市民等との協働による子育て支援

【これまでの主な取組内容】

各地域で子育てに関わるボランティア団体や公的機関で子育て支援ネットワークを結成し、情報交換や研修等を通じて子育て支援活動を推進しました。

1歳6か月健診時に、ボランティアが子どもとの遊びや見守りを行い、健診待ち時間の保護者の負担軽減に努めました。

地域における資源を有効活用し、市民、事業者等との協働による子育て支援事業を通じた中山間地域、中心市街地等の地域の活性化を図りました。

今後の主な取組の方向性

- 子育てを支援している団体や機関との協働による、親子に優しい地域づくりの推進。
- 1歳6か月健診時のボランティアによる子どもとの遊びや見守り活動の実施。
- 中山間地域における、廃園となった園舎を活用した子育て支援や、中心市街地における、空き店舗等を活用した子育て相談や親子の交流の場の提供。

基本目標5

子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりのために

基本施策1 子育てと仕事の両立支援

【これまでの主な取組内容】

性別による固定的な役割分担意識の解消を図るため、広報活動や学習会等を実施し、家庭、職場における意識啓発に努めました。

地域型保育事業を活用した事業所内保育事業の設置促進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組みました。

育児休暇を取りやすく、職場復帰しやすい環境の整備のため、企業に対する意識啓発に取り組みました。

今後の主な取組の方向性

- 市民が参加したいと思える男女共同参画セミナーの開催。
- ホームページやフェイスブックを活用した男女共同参画セミナーの広報の充実。
- 仕事と家庭生活との両立や余暇活動も可能な労働環境の整備の推進、誰もが働きやすい職場となるための働き方改革推進セミナーの開催。

基本施策2 子育てを支援する生活環境の整備

【これまでの主な取組内容】

子どもやその家族が安全に行動できるよう、歩行者等に優しい道路環境、歩行空間の確保を図りました。

子どもが安心して遊べる身近な公園等の整備を図りました。

公共施設等のバリアフリー化や、市の施設内の託児室整備等に努めました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●歩道の拡幅整備や防犯灯の設置、ガードレールやカーブミラー等、交通安全確認施設の整備。 ●通学路や歩道等の除雪対策の推進及び除雪業者の確保。 ●公共施設や歩道等のバリアフリー化推進。 ●公園の安全性の向上、公園等の芝生管理を行う地域の後継者育成。

基本施策3 子ども等の安全の確保

【これまでの主な取組内容】

老朽化した建物の改築、改修を行い、教育、児童福祉環境の整備を進めました。
 事故防止に関する講習会や交通安全指導を行い、意識向上や子どもの安全の確保に努めました。
 青少年育成鳥取市民会議や防犯協議会等が行う活動を支援するとともに、学校や園内外の安全対策を強化し、犯罪防止対策に取り組みました。
 地域ぐるみで少年非行防止活動に取り組む地域を支援しました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●小・中・義務教育学校の屋内運動場の老朽化に対する施設環境整備の推進。 ●児童館等の施設整備。 ●子どもとその保護者への交通安全の啓発、広報の実施。 ●地区青少年育成協議会活動や青少年を非行から守る街頭活動、啓発活動への支援。 ●地域の方と子どもとの交流の促進及び地域と連携した安全対策の推進。

基本施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【これまでの主な取組内容】

性や暴力等の有害情報等、子どもを取り巻く有害環境への対策を推進しました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●携帯電話、インターネット、SNS等の危険性と対処法についての意識啓発及び関係機関と連携した、間接的浄化活動の実施。 ●「少年を守る店」協力促進のための巡回指導等の実施。

第4章 ニーズ調査の概要

1 調査の概要について

本計画を策定するに当たり、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、平成30(2018)年度にニーズ調査を行いました。調査の概要については、下記のとおりです。

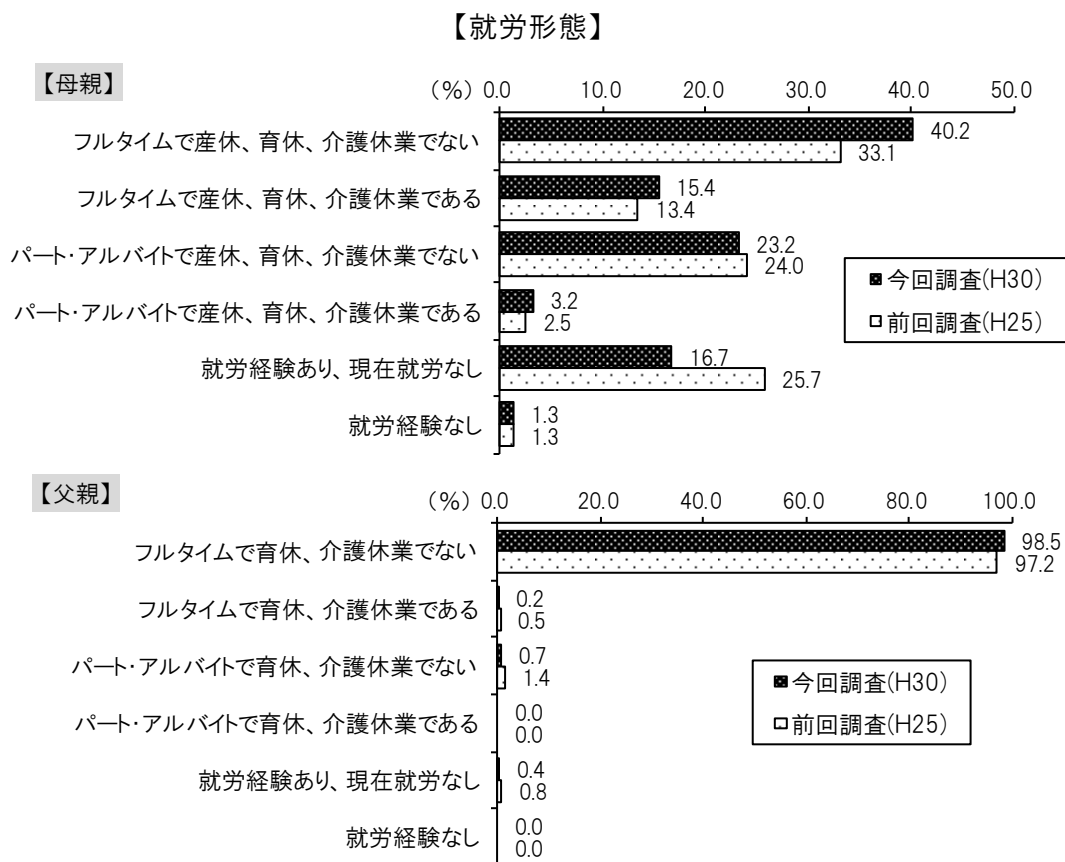
- (1) 調査対象者 住民基本台帳の中から無作為抽出した就学前児童の保護者3,000人
- (2) 調査方法 郵送による配布、回収
- (3) 調査機関 平成30(2018)年12月25日～平成31(2019)年1月31日
- (4) 回収結果 回収数：1,184通、回収率：39.5%

2 調査の結果について

(1) 保護者の就労状況について

就学前の母親の半数以上がフルタイムで就労しており、3割近くがパートタイムで就労しています。合計約8割の母親が、現在就労しています。

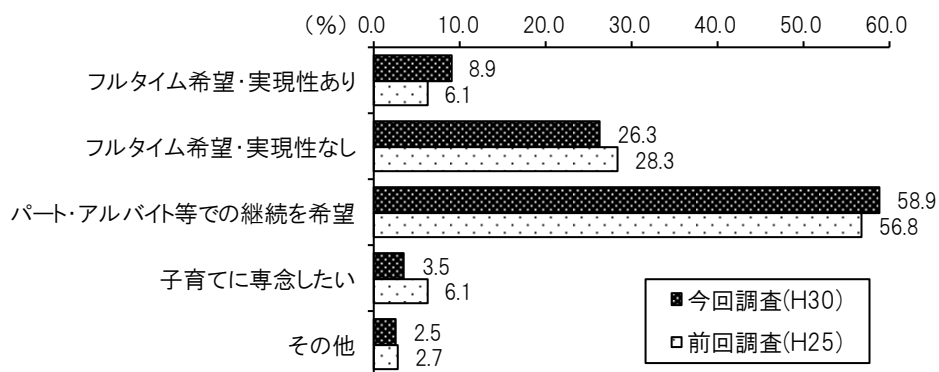
第1期計画策定時のニーズ調査結果と比較すると、就学前の母親ではフルタイムで就労している割合が増加しています。



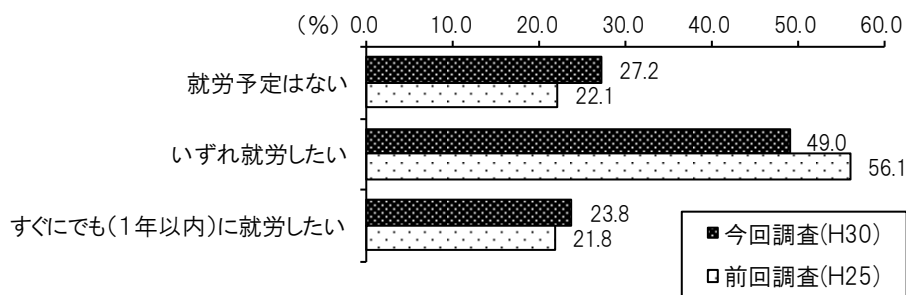
注：平成25(2013)年に実施した第1期計画策定時のニーズ調査を「前回調査」と表記している。(以下同様)

現在、パート・アルバイト等で就労している就学前の子ども之母の3割以上が、フルタイムへの転換を希望しており、現在、就労していない母親の約7割が、今後、パート・アルバイト等を中心とした就労を希望しています。

【母親におけるパート・アルバイト等からフルタイムへの転換希望】



【現在、就労していない母親における今後の就労意向】

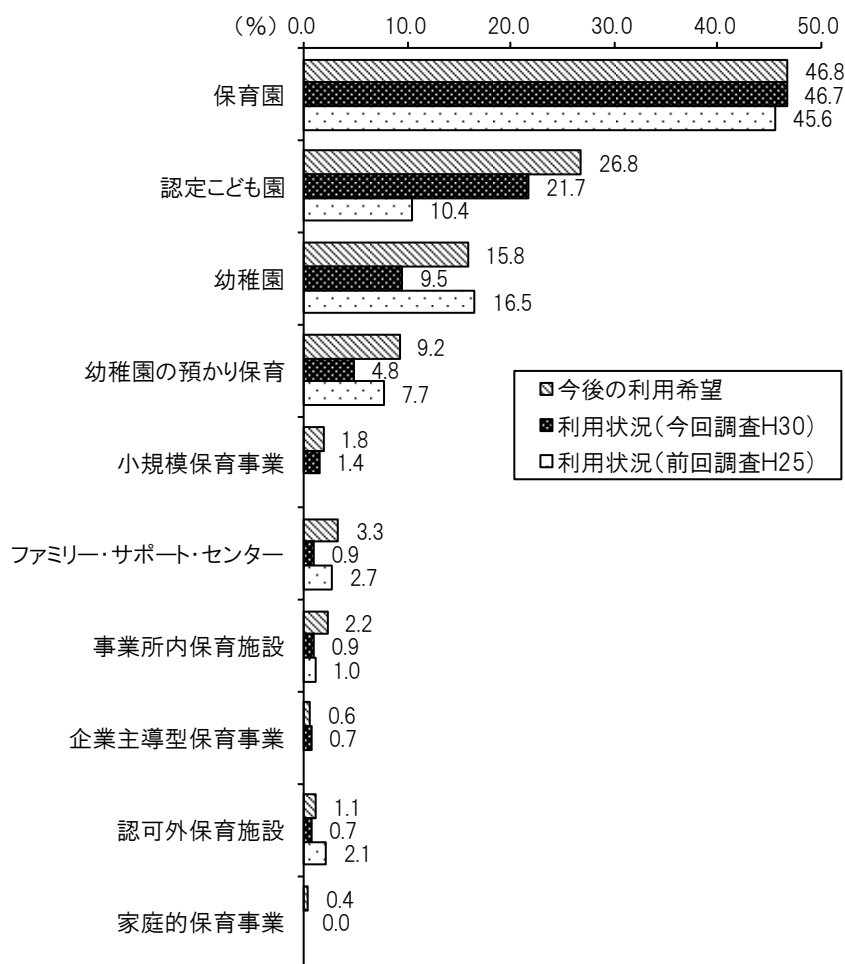


●子どもの成長に伴い、就労する母親が増えていく傾向を見据え、今後の就労環境の整備と、就労ニーズを踏まえた子育て支援策の充実が求められます。

(2) 子育て支援施設等の利用について

子育て支援施設等の利用者のうち、現在「保育園」の利用者が4割以上を占めており、「認定こども園」の利用者は約2割となっています。

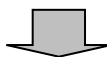
【子育て支援施設等の利用状況及び利用希望】



注:「小規模保育事業」「企業主導型保育事業」「家庭的保育事業」については、前回調査をしていない。

「認定こども園」「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」などは、現在の利用に対して今後の利用希望が高くなっています。

教育・保育施設についての満足度については、7割以上が満足と回答しています。

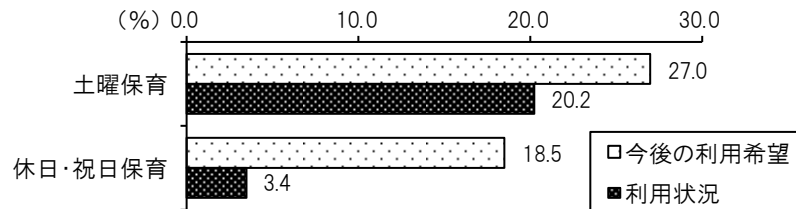


- 子育て支援施設等の利用ニーズは高まりを見せています。ニーズに応じた対応を提供するための受け皿の確保や人材の確保が必要です。

(3) 保育サービスの提供について

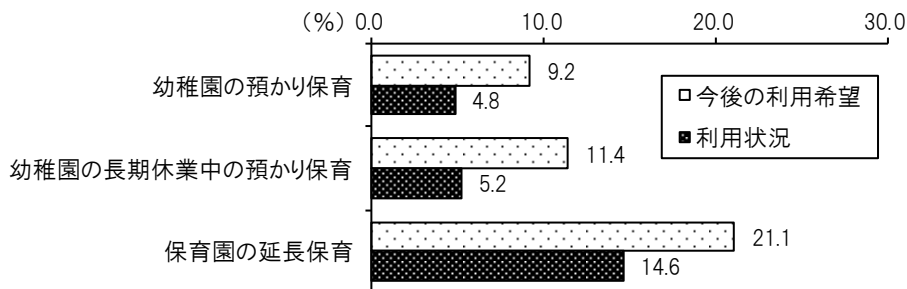
土曜日の保育の現在の利用率は約2割となっていますが、今後の利用希望は3割近くとニーズが高くなっています。また、休日・祝日保育の利用経験は3.4%と僅かですが、今後の利用希望は約2割と高いニーズがうかがえます。

【土曜、休日・祝日保育の利用状況及び利用希望】



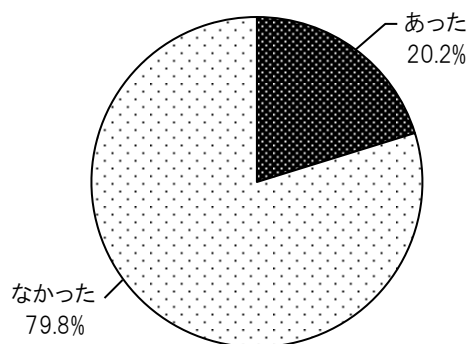
幼稚園の長期休業中における預かり保育や保育園の延長保育については、現在の利用に比べ今後の利用ニーズが高くなっています。

【預かり保育や延長保育の利用状況及び利用希望】

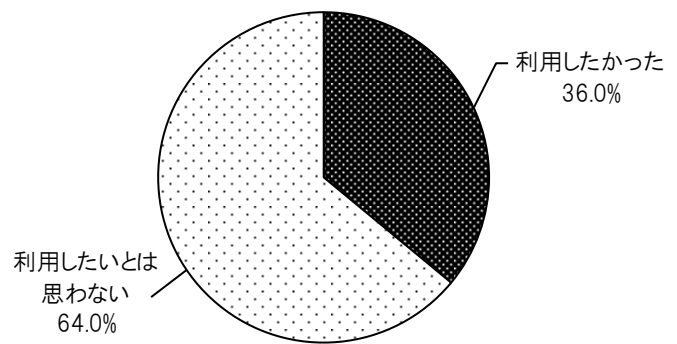


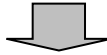
最近1年間に、子どもが病気やけがのときに保育園や認定こども園などを利用できなかった保護者の割合は約2割となっており、仕事を休んだ保護者のうち3割以上が「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と回答しています。

【教育・保育の事業を利用できなかった経験】



【病児・病後児のための保育施設等の利用意向】

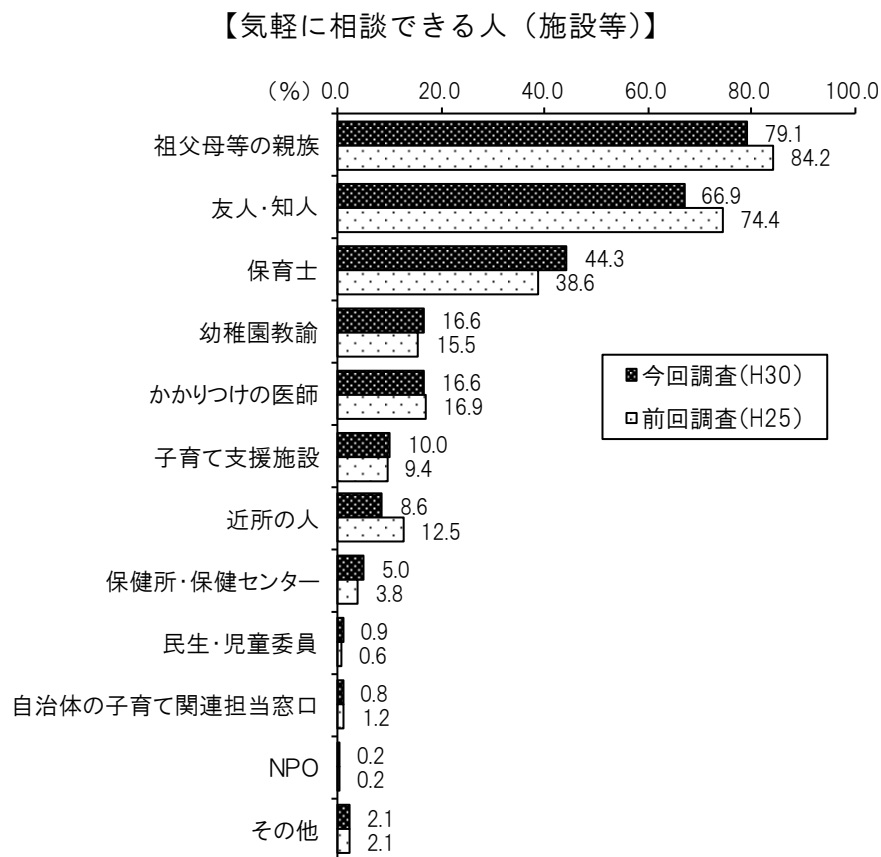




- 保育所等の土曜日や休日に利用できる施設の拡充や、幼稚園の長期休業中の利用についての対応が求められます。
- 子どもが病気のと時の保護者の対応について、職場の理解を深めていく取組や、「病児保育事業」の拡充や情報提供をしていくことが必要です。

(4) 子育てに対する相談支援等について

子育て中の保護者の大半が、気軽に相談できる人（施設等）がいると回答しています。相談先は、「祖父母等の親族」や「友人・知人」など身近な人が中心となっていますが、保育士、幼稚園教諭、子育て支援施設等の割合が高くなっています。

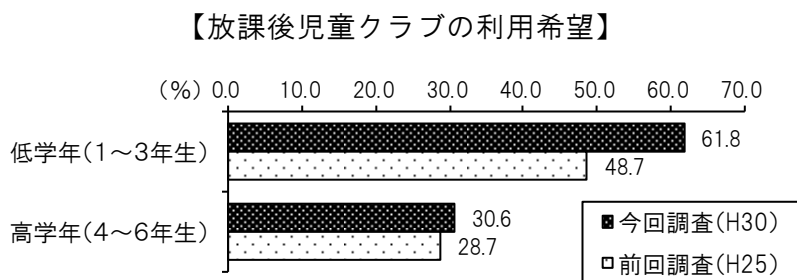


- 親族や友人・知人のみならず、今後、多様な相談支援機関があることについての周知を図り、より気軽に相談しやすい環境づくりが求められます。

(5) 小学校入学後の放課後の過ごし方について

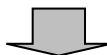
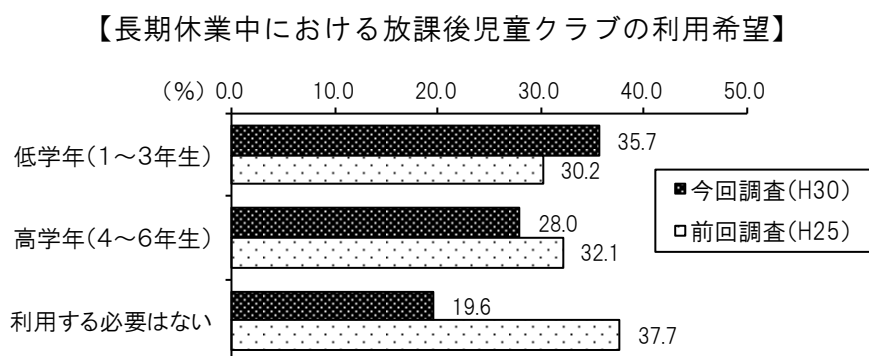
就学前の子どもの小学校入学後の放課後の過ごし方については、低学年時は「放課後児童クラブ」と回答した保護者が多く、約6割を占めています。一方、高学年時は「自宅」が約7割と最も多く、次いで「習い事」が約半数を占めています。

第1期計画策定時のニーズ調査結果と比較すると、低学年時における放課後児童クラブの利用希望が増加しています。



放課後児童クラブ利用希望者における土曜日や日曜日、祝日の利用希望は、低学年時、高学年時共に、土曜日で2割未満、日曜日や祝日で1割未満となっています。

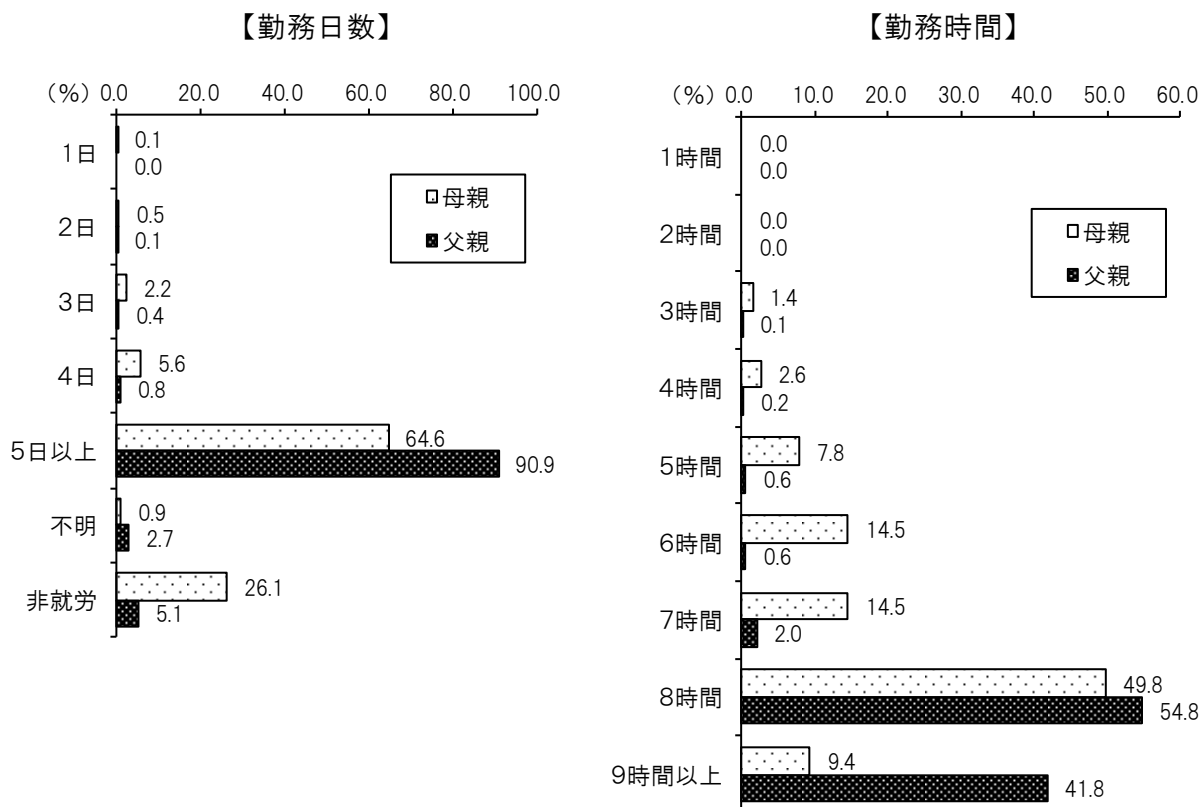
平日の放課後児童クラブ又は放課後デイサービスの利用を希望しない者のうち、長期休業中の放課後児童クラブの利用希望は、低学年時では3割以上となっています。



-
- 低学年時の「放課後児童クラブ」の利用ニーズは高く、今後の需要の増加が見込まれます。利用を希望する子どもの受け入れ先の整備をはじめ、支援員の確保、ニーズに応じた利用期間や時間等の検討が必要です。
-

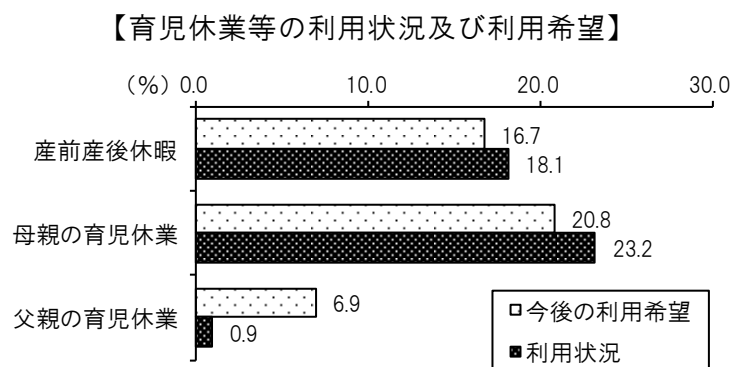
(6) 仕事と子育ての両立について

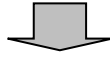
母親の勤務日数5日以上が65%、父親の勤務日数5日以上は91%となっています。母親の勤務時間は、8時間が最も多く約50%を占め9時間以上は約9%です。父親の勤務時間は、8時間が約55%を占め最も多くなっていますが、9時間以上も約42%となっています。



現在、フルタイムやパートタイムで産休・育休等を取得中の就学前の母親は約2割みられます。

育児休業の利用経験は、母親で約2割、父親で0.9%となっていますが、父親の今後の利用希望は1割近くとニーズは高くなっています。

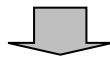
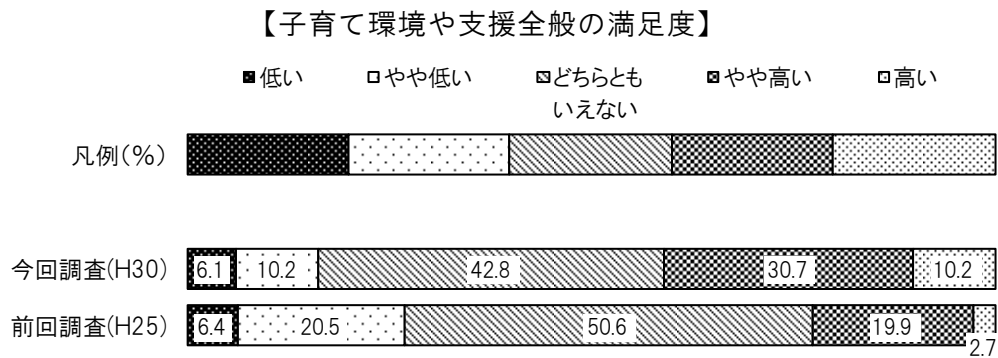




- ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の推進は、育児、介護も含め、家族が健康を維持しながら安心して暮らしていく上でも必要です。
- 子育て支援施設における多様な保育サービスの充実をはじめ、関係機関と連携した子育てしやすい就労環境づくりが必要です。
- 産休取得後のスムーズな職場復帰支援をはじめ、性別にかかわらず育児休業が取得しやすい環境づくりなどの取組が引き続き必要です。

（7）地域における子育て支援について

子育て環境や支援全般については、約4割が満足と回答しており、第1期計画策定時のニーズ調査結果と比較すると、その割合は大きく増加しています。



- 地域における子育て支援の満足度は上昇傾向にあります。引き続き地域の中でのふれあいの充実や地域ぐるみで子育てを推進するための環境づくりが求められます。

第5章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念

本市で生まれ育つ子どもは、本市の希望であり未来を創る存在です。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども一人一人や親（「親」とは保護者全般を指します。）の幸せにつながるだけでなく、将来の活力ある未来の鳥取市を創ることにつながります。

第1期計画では、基本理念を「子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」と定め、様々な子育て支援の取組を推進してきました。この基本理念は、子育ては「親が第一義的な責任を持つ」という基本的な認識の下、社会のあらゆる主体が子育てに対する関心や理解を深め、多様な取組を通じて、親が喜びや生きがいを感じながら安心して子育てをすることができ、また、本市の未来を担う全ての子どもが明るく健やかに成長できることを目指しています。

本計画においては、その理念を継続し、より一層安心して子育てができる都市づくりを目指します。

◇◇◇ 本計画の基本理念 ◇◇◇

子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり

【2】基本目標

本計画では次の5つの基本目標を定め、基本理念の実現を目指します。

基本目標は、第1期計画における基本目標とその取組を継承することを基本としつつ、母子保健の視点も加えた見直しを行い、様々な課題にも対応しながら、その取組を加速させます。

基本目標1 親子の健やかな成長を支えるために

次世代が将来を見据え、ライフプランを考えていけるような取組を行います。また、子どもを持つことに夢を持つ人への妊娠支援と、妊娠、出産、子育てへの支援を推進します。更に、親子の心身の健康づくりを充実し、保護者が安心して子育てすることができるよう努めるとともに、障がいのある子どもやひとり親家庭など、特別な支援を必要とする家庭の支援の充実に努めます。

基本目標2 健やかな成長を支える場の確保のために

子どもの健やかな成長を支えるために、幼児期から学齢期までの教育・保育の質の充実をはじめ、学びの場における支援の充実に努めます。

基本目標3 子育て家庭を支援するために

幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育の受け入れ体制の整備に努めるとともに、多様な子育て支援サービスの充実に努めます。また、育児不安の解消や児童虐待の防止などに対応するため、家庭で育児をしている保護者が集える場所や相談体制の充実に努めます。

基本目標4 地域ぐるみで子育てをするために

親子に直接ふれあう機会の多い地域の人々との関わりや、親子で参加できるコミュニティ活動の実施など、地域で交流し、地域ぐるみで子育てできる環境づくりに努めます。

基本目標5 安心して子育てできる環境づくりのために

職場や家庭での固定的な性別役割分担意識の解消や子育てしながらでも働きやすい職場環境づくりの促進に努めます。また、子どもの健全育成を促進し、子どもが地域で安全に過ごせるよう社会環境の整備に努めます。

【3】 施策体系

本計画の推進に当たっては、計画の基本理念と5つの基本目標に基づく以下の施策体系により取組を推進します。

【基本理念】 子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり

【基本目標1】 親子の健やかな 成長を支えるために

- 基本施策1 妊娠への支援
- 基本施策2 妊娠期からの切れ目ない支援
- 基本施策3 乳幼児期から心身共に健やかに育つための支援
- 基本施策4 保護者が安心して子育てが行えるための支援

【基本目標2】 健やかな成長を 支える場の確保 のために

- 基本施策1 幼児期の教育・保育の質の充実
- 基本施策2 学校教育・社会教育における子育て支援
- 基本施策3 児童・生徒の健全育成の推進

【基本目標3】 子育て家庭を 支援するために

- 基本施策1 幼児期の教育・保育の受け入れ体制の充実
- 基本施策2 地域における子育て支援サービスの充実
- 基本施策3 多様な保育ニーズへの対応
- 基本施策4 放課後の居場所づくり
- 基本施策5 育児不安・育児困難への対応
- 基本施策6 児童虐待の防止と対応
- 基本施策7 配慮を必要とする子どもとその家族への支援

【基本目標4】 地域ぐるみで 子育てをするために

- 基本施策1 地域の中でのふれあいの充実
- 基本施策2 市民等との協働による子育て支援
- 基本施策3 地域を担う人材の育成

【基本目標5】 安心して子育て できる環境づくり のために

- 基本施策1 子育てと仕事の両立支援
- 基本施策2 子育てを支援する生活環境の整備
- 基本施策3 子ども等の安全の確保

第6章 計画の展開

【基本目標1】親子の健やかな成長を支えるために

次世代が将来を見据え、ライフプランを考えていけるような取組を行います。また、子どもを持つことに夢を持つ人への妊娠支援と、妊娠、出産、子育てへの支援を推進します。更に、親子の心身の健康づくりを充実し、保護者が安心して子育てすることができるよう努めるとともに、ひとり親家庭など特別な支援を必要とする家庭の支援の充実に努めます。

基本施策1 妊娠への支援

(1) 思春期の保健対策

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
育児ふれあい体験学習	小・中・義務教育学校の児童・生徒を対象に乳幼児とのふれあい体験などの直接体験を通して、関わり方や家族の役割等を学びます。	学校教育課	維持
命の大切さを学ぶ性教育の実施	小・中・義務教育学校の児童・生徒を対象に学校と連携して性教育を実施し、命の大切さを学びます。	学校教育課 中央保健センター	維持

(2) 不妊・不育治療への支援

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
不妊治療助成の実施	不妊治療費の助成等を実施します。	中央保健センター 鳥取市保健所 (健康支援課)	維持
不育症治療等助成の実施	不育症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対し、その検査及び治療費の一部を助成します。	中央保健センター	維持

基本施策2 妊娠期からの切れ目ない支援

(1) 妊娠から出産・産後までの保健サービス

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
妊婦健康診査費の助成	妊婦健康診査費について助成を行います。多胎妊娠妊婦については助成を追加します。	中央保健センター	維持
妊婦相談	妊娠中の生活や健康について、また出産後の生活や育児について相談を受けます。	中央保健センター	維持

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
妊娠・出産包括支援事業	妊産婦の支援ニーズに応じ、妊娠から出産・子育て期までの切れ目のない支援を包括的に行い、安心して妊娠・出産・育児が行える環境を整え、子育てを支援します。	こども家庭相談センター 中央保健センター	推進
妊婦歯科健康診査費の助成	妊婦が適切な口腔管理をすることで、出生児への母子感染を防ぎ、母子共に健全な口腔機能を維持していけるよう、妊婦歯科健康診査費を助成します。	中央保健センター	維持
産後健康診査費の助成【新規】	産後健康診査費について助成を行います。	中央保健センター	新規
産後サロン	産後間もない母親と赤ちゃん(第1子7か月まで)が交流する場を作り、子育ての不安解消及び育児支援を行います。	中央保健センター	維持

基本施策3 乳幼児期から心身共に健やかに育つための支援

(1) 健やかな心身の育成

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
乳児家庭全戸訪問事業・未熟児訪問指導	新生児や産婦に対し家庭訪問を実施し、必要な保健指導を行います。また、未熟児の保護者に対し退院前の面接を行うとともに、退院後の家庭訪問で保護者の不安を軽減するよう支援します。	中央保健センター	維持
乳幼児健康診査	乳幼児期の発達の節目等に健康診査を実施し、乳幼児期の健全な成長発達を支援します。またむし歯の予防に努めます。	中央保健センター	維持
育児相談	保健センターで保健師や助産師、栄養士等が相談を受けます。	中央保健センター	維持
予防接種	病気に対する免疫をつくり、病気を予防するため、定期予防接種を実施します。	中央保健センター	維持
新生児聴覚検査費の助成	新生児の聞こえの障がいを早期に発見するために、検査費用を助成します。	中央保健センター	維持
赤ちゃんサロン	乳児とその保護者が自由に集い、情報交換や交流できる場を提供します。	中央保健センター	維持

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
ブックスタート	6か月児健診時に絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行い、より良い親子関係をつくるきっかけとします。	中央保健センター	維持
アートスタート	幼児期に芸術に触れる機会を提供し、子どもの豊かな感性と創造性を育みます。	こども家庭課	維持

(2) 歯科保健対策の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
歯科健康診査	1歳6か月児、2歳児、3歳児に歯科健診を実施します。	中央保健センター	維持
フッ化物塗布	むし歯予防のため、フッ化物塗布と併せて保健指導を実施します。	中央保健センター	維持
フッ化物洗口	園医、校医の協力のもと、むし歯予防のため幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・義務教育学校での給食後にフッ化物洗口を実施します。	こども家庭課 中央保健センター	維持
6歳臼歯保護事業	歯科医師会に委託し、幼稚園、保育所、認定こども園の年長児を対象に実施します。	中央保健センター	維持
歯についての健康教育（育児サークル・子育て支援センター等）	むし歯予防等について育児サークルや支援センターで講話や実習を行います。	中央保健センター	維持

(3) 食育の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
離乳食講習会	離乳食について、講話、デモンストレーション、試食、個別相談を行います。	中央保健センター	維持
食育教室	健康的な食習慣を身に付けるための講話や調理実習などを実施します。	中央保健センター	維持
保育園、幼稚園、小・中・義務教育学校の給食における食の安全や食育の推進	保育園給食において地元産食材を使用することにより、地域農業の振興を促進するとともに、アレルギー対応や衛生面の徹底など食の安全、食育の推進を図ります。また、食の安全確保や新鮮な旬の食材の提供、地元産業の活性化、食に対する感謝の気持ちを育むため、学校給食における地元（県内）産の食材の使用を推進します。	こども家庭課 学校保健給食課	維持

(4) 生活習慣病予防対策等の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
生活習慣病予防のための教育	生活習慣病予防対策について、学校と協議しながら実施します。	中央保健センター	維持
受動喫煙防止対策	喫煙防止や受動喫煙防止のための啓発を健康づくり地区推進員連絡協議会等と協働で行い、環境づくりを推進します。	中央保健センター	維持

(5) 関係機関との連携

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
健康づくり推進協議会	各機関、団体の代表者、市民代表で組織し、鳥取市の母子保健及び健康づくり事業について協議します。	中央保健センター	維持
歯科医師会との調整会議	鳥取市の歯科保健について歯科医師と協議します。	中央保健センター	維持
母子に関する保健検討会	母子保健に係る団体の代表者又は小児科医師等と、鳥取市の母子保健事業について協議します。	中央保健センター	維持

基本施策4 保護者が安心して子育てが行えるための支援

(1) ひとり親家庭への支援

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
児童扶養手当の支給	ひとり親の家庭で児童を監護している保護者等に手当を支給し、生活の安定を図ります。	こども家庭課	維持
ひとり親家庭の就労支援	母子父子自立支援員の配置とともに、ハローワーク鳥取と連携し、就労支援を実施します。	こども家庭課	推進
日常生活支援事業の利用促進	ひとり親家庭の保護者が、傷病等で一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して身の回りの世話などを行います。	こども家庭課	維持
ひとり親家庭の医療費助成	前年の所得税非課税世帯の母子・父子家庭について子が18歳に達する年度末まで、通院・入院に係る保険給付内の医療費を助成します。(通院530円/回、入院1200円/日の一部負担有り)	保険年金課	維持
ひとり親家庭の子どもに対する学習支援【新規】	ひとり親家庭の児童に対して、学習の場を提供し、学力向上や進学のための学習支援を行います。	こども家庭課	新規

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
母子父子寡婦福祉資金貸付 【新規】	ひとり親家庭の親や子どもに対し、大学等に修学する子どもに必要な修学資金等の貸し付けを行います。	こども家庭課	新規
母子生活支援施設の防犯対策の強化	母子生活支援施設において、入所児童が安心して生活するために、防犯対策の強化を図ります。	こども家庭相談センター	維持

(2) 生活困窮家庭への学習支援

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
生活保護世帯の子どもに対する学習支援	経済的な理由から学習環境が十分でない生活保護世帯の児童・生徒に対し、学習の場を提供し、学力及び学習意欲の向上を図ります。	生活福祉課	維持
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援【新規】	生活困窮世帯の児童・生徒に対し、学習の場を提供し、学力及び学習意欲の向上を図り、「貧困の連鎖」を防止します。	中央人権福祉センター(パーソナルサポートセンター)	新規

(3) ひとり親家庭、多子世帯等の市営住宅への優先入居制度の整備

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
優先入居制度の整備	市営住宅の入居者選考は公募を行い、公開抽選により決定することとしていますが、真に住宅に困窮している者に対する確に住宅を供給するため、母子・父子世帯、多子世帯等を対象に、入居者選考採点において住宅困窮度を高く加点し、規定回数落選した場合には、公開抽選によらないで優先的に選考して入居させることができる制度の、適切な利用に努めます。	建築住宅課	維持

【基本目標 2】 健やかな成長を支える場の確保のために

子どもの健やかな成長を支えるために、幼児期から学齢期までの教育・保育の質の充実をはじめ、学びの場における支援の充実に努めます。また、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれる中、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を行います。

基本施策 1 幼児期の教育・保育の質の充実

(1) 保育園・認定こども園等の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
職員の資質向上	職員の資質向上を目指すため、研修を実施します。各種の研修会に参加し、それを園内研修で報告し合い、資質の向上を図ります。	こども家庭課	維持
外国籍家庭などへの支援	外国籍家庭など各家庭の状況に応じ、個別の支援を行います。	こども家庭課	維持

(2) 私立幼稚園の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
私立幼稚園教員研修助成事業	幼稚園教諭に求められる専門性を高める研修を合同で実施し、幼児教育の振興及び幼稚園教員の資質向上を図ります。	こども家庭課	維持
私立幼稚園運営費助成事業	私立幼稚園の運営費に対する助成を行い、幼児教育の充実を図ります。	こども家庭課	維持

基本施策 2 学校教育・社会教育における子育て支援

(1) 学習・進路・生活等に関する教育相談

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
教育相談(キャリアガイダンス、進学、就職、生活、人間関係)	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、教育相談活動を推進します。	学校教育課	維持

(2) 学習・生活習慣の定着に向けての支援

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
家庭学習の充実に向けた学校と家庭、地域との連携	家庭学習の定着に向けて、その方法や内容について検討し、学校・家庭・地域との連携のもとに適切な指導を行います。	学校教育課	維持
規則正しい生活習慣の確立	メディアの使用も含めた規則正しい生活習慣の定着に向け、学校・地域・家庭との連携のもとに適切な指導を行います。	学校教育課	維持
日本語指導及び母国語通訳のできる教育活動支援員の配置	外国籍の児童・生徒一人一人の日本語能力に応じたきめ細かな指導や生活指導の充実を図ります。	学校教育課	維持

(3) 家庭教育への支援の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
教育センターでの教育相談の実施	不登校、行き渋りを中心とした教育相談を、電話、来所、訪問等により実施します。	市教育センター	維持
家庭教育支援総合推進事業の実施(就学児検診等の機会を活用した子育て講座)	親等が参加する様々な機会を活用して、家庭教育に関する学習機会を提供します。	生涯学習・スポーツ課	維持

(4) 社会教育関係団体との連携

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
小・中学校PTA研修	家庭、学校、地域社会が連携を図り、子育て家庭の学習活動や団体活動を支援します。	生涯学習・スポーツ課	維持

(5) 小・中・義務教育学校・高等学校の就学に係る経済的負担軽減

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
就学援助費による負担軽減	生活に困窮する準要保護世帯に対し、学用品費や給食費を補助します。	学校保健給食課	維持

遠距離等の通学費補助による負担軽減	遠距離(小学校及び義務教育学校前期課程3km以上、中学校及び義務教育学校後期課程5km以上)や地勢の危険等の要因により、バス若しくはJR又は自家用車により通学する児童・生徒の保護者に対し、その通学費用を補助します。	学校保健給食課	維持
-------------------	---	---------	----

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
高校生通学費補助による負担軽減【新規】	本市に居住し、公共交通機関(JR、若桜鉄道、路線バス)の通学定期券を購入して県内の高等学校等に通学する学生の保護者に対し、月額で7,000円を超えた通学費用を補助します。	交通政策課	新設

基本施策3 児童・生徒の健全育成の推進

(1) 児童・生徒の健全育成の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
青少年のための明るいまちづくり事業	青少年育成鳥取市民会議の2地区協議会をモデル地区に指定し、学校、PTA、自治会組織等と連携し、(1)環境浄化事業、(2)非行防止事業、(3)健全育成等の事業を実施します。	生涯学習・スポーツ課	推進
社会体育活動	小・中・義務教育学生のスポーツ活動を地域が主体となって支える取組を支援します。 社会体育活動における指導者の育成や、小学生年代にふさわしい活動のあり方の研修機会の提供を実施します。	生涯学習・スポーツ課	維持

【基本目標3】子育て家庭を支援するために

幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育の受け入れ体制の整備に努めるとともに、多様な子育て支援サービスの充実に努めます。また、育児不安の解消や児童虐待の防止、配慮の必要な児童への支援などに対応するため、家庭で育児をしている保護者が集える場所や相談体制の充実に努めます。

基本施策1 幼児期の教育・保育の受け入れ体制の充実

(1) 教育・保育環境の整備

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
保育所等の整備	耐震化の必要のある施設や老朽化により運営に支障がある施設を年次的に整備します。 私立保育園が園舎の改修又は増改築を行う場合に整備費の一部を助成します。	こども家庭課	拡充
認定こども園化の促進	私立幼稚園が認定こども園として保育事業を行うに当たり、施設整備費に対する支援を行います。	こども家庭課	維持

基本施策2 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 教育・保育サービスの利用者支援

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	こども家庭相談センター 中央保健センター	推進

(2) 親子の交流の場の提供

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
0・1・2・3子育て広場	0～3歳までの子どもとその保護者が気軽に訪れ、子育てについての相談や親子の交流を行います。	こども家庭課	維持
地域子育て支援センター	0～5歳の保育所に入っていない子育て家庭の交流の場で、子育ての相談や育児サークルの育成など子育てについて幅広く支援を行います。	こども家庭課	維持

(3) 地域における育児教室や育児相談

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
地域における育児教室や育児相談	地域で、乳幼児の健康や育児についての講話や実習、相談を実施し育児中の多様な不安の解消に努めます。	中央保健センター	維持

(4) 児童館運営の充実と地域組織の育成

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
児童厚生員の資質向上	児童の健全育成のため、児童厚生員の研修を行い資質向上に努めます。	こども家庭課	維持
地域保護者組織強化の支援	地域組織の支援を行います。	こども家庭課	維持

(5) 子育て家庭の経済的負担軽減

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
保育料の負担軽減	市の保育料徴収基準額を国基準より低く設定するとともに、多子世帯に対しては軽減措置を行うことにより子育て家庭の負担軽減を図ります。	こども家庭課	拡充
小児医療費助成	18歳までの子どもの入通院に係る保険給付内の医療費を助成します。(通院 530 円/回、入院 1200 円/日)	保険年金課	維持
小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病を患う18歳未満(引き続き治療が必要な場合、20歳到達まで)の子どもを対象疾病の治療に係る医療費を助成します。(所得に応じた自己負担上限額あり)	鳥取市保健所(健康支援課)	維持
子育て支援カード事業(とりっこカード)	地域の企業と協働し、多子世帯の負担の軽減を図ります。	こども家庭課	維持
実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	保護者の世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事に参加する費用等の全部又は一部を助成します。	こども家庭課	新規

(6) 育児等の相談体制の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
子育て相談会	各園において、随時相談に応じます。	こども家庭課	維持

基本施策3 多様な保育ニーズへの対応

(1) 多様なサービスの充実

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
延長保育事業	保育園に通園している児童の保護者が、仕事等やむを得ない事情により午後6時以降においても保育が必要である場合に、保護者にかわって保育を行います。	こども家庭課	維持
一時預かり事業	未就園の児童の保護者が、就労や病気などで保育できない場合に、一時的に保護者にかわって保育を行います。	こども家庭課	維持
一時預かり・預かり保育事業(幼稚園・認定こども園在園児)	教育課程に係る教育時間の前後や土曜日、長期休業期間において、保護者の就労等により保育を必要とする児童に対して、預かり保育を行います。	こども家庭課	維持
休日保育事業	就学前の児童の保護者が、休日に就労等により家庭で保育できない場合に、保護者にかわって保育を行います。	こども家庭課	拡充
土曜園開放事業	家庭で保育している保護者に対して、土曜日午前に施設を開放して育児相談等を行います。	こども家庭課	維持
子育て相談機能の充実	保育園において入所児童の保護者の支援のみならず、地域の子育て家庭への相談・支援の体制づくりを進めます。	こども家庭課	維持

(2) 病児・病後児保育の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
病児・病後児保育事業の充実	病気または病気回復期にあり集団保育が困難な乳幼児を専門施設で一時的に預かります。	こども家庭課	拡充

基本施策4 放課後の居場所づくり

(1) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の促進

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
放課後児童クラブの運営に関する支援	放課後児童クラブの運営を円滑に行うため、学校、保護者会等と連携し、開設場所の確保・調整等の支援を行います。また、放課後児童クラブの質の向上を図ります。	学校教育課	維持
地域に根差した放課後子ども教室の取組支援	地域に根差した放課後子ども教室となるよう、取組を支援します。	学校教育課	維持

(2) 地域食堂の支援促進

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
地域食堂の運営に関する支援 【新規】	地域食堂(こども食堂)の推進と、地域食堂ネットワークへの支援を行います。 また、参加している児童・生徒への学習支援の取組に対し、学生団体等と連携し支援を行います。	中央人権福祉センター	新規

基本施策5 育児不安・育児困難への対応

(1) 子育て支援体制の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
保育所における育児相談	保育所入所児童の保護者に対して、育児相談を実施します。	こども家庭課	維持
保健師による家庭訪問	保健師が家庭訪問を行い、育児についての相談、支援を行います。	中央保健センター	維持
親と子のすこやか推進事業(らくだクラブ)	子育てに不安や悩みを抱えたり、育てにくさを感じている親を対象に、子育て体験を共有し、自己肯定感を高めていくグループワークを中心とした教室を実施します。	こども家庭相談センター	維持

(2) 短期的な養育支援

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
ショート・ステイ	児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童に対して、7日間を限度に預かり養育・保護を行います。	こども家庭相談センター	維持
平日日帰りステイ	児童の養育が一時的に困難となった家庭の養育を、平日の朝から午後5時まで預かり養育・保護を行います。	こども家庭相談センター	維持
トワイライト・ステイ	保護者が仕事等により夜間又は休日に不在となるときに、午後10時まで預かり生活指導、夕食を提供します。	こども家庭相談センター	維持

基本施策6 児童虐待の防止と対応

(1) 相談体制の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
児童虐待通告相談	児童福祉に関する相談や児童虐待の通告相談を受けます。	こども家庭相談センター	推進
乳幼児健診での相談の実施	乳幼児健診時、相談員が子育てに悩みを抱える保護者の相談に応じます。	中央保健センター こども家庭相談センター	維持
子育て相談ダイヤル（ホットライン）	子育ての不安や悩みについての相談を受け付けます。	こども家庭相談センター	維持
DV等の家庭相談対応	家庭における児童養育やDVについての相談を受け付けます。	こども家庭相談センター	維持

(2) 養育支援

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
養育支援訪問事業	支援が特に必要であると判断した養育者に対し、支援員が家庭訪問し、支援を行います。	こども家庭相談センター	維持
心理相談員によるカウンセリング	支援が特に必要であると判断した養育者に対し、心理相談員によるカウンセリングを行います。	こども家庭相談センター	維持

(3) 子どもを守る地域ネットワークの運営

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
鳥取市要保護児童対策地域協議会の運営	鳥取市要保護児童対策地域協議会を運営し、児童虐待防止とその対応について関係機関との連携を図ります。	こども家庭相談センター	推進

(4) 啓発活動の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
児童虐待防止啓発の推進	鳥取市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待防止に向けた啓発活動の取組、関係機関との情報交換を実施します。	こども家庭相談センター	推進
関係機関の研修会の実施	要保護児童や要支援児童等を早期に発見し、関係機関が連携して早期支援・対応を図るための研修会を実施します。	こども家庭相談センター	推進

(5) 親子を支える地域づくり

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
民生児童委員、主任児童委員へ相談しやすい体制づくり	地域で民生児童委員、主任児童委員と連携を持ちながら、子育ての支援を行います。	中央保健センター こども家庭相談センター	推進

基本施策7 配慮を必要とする子どもとその家族への支援

(1) 発達上の困難を抱える児童への支援体制の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
親子教室(ふれあい学級)	1歳6か月児健診や3歳児健診で発達や子育てに悩みを抱える子どもと保護者を対象に、親子での遊びを通して育児や発達について学ぶ教室を実施します。	中央保健センター	維持
発達相談(医師・心理相談員・発達支援員による発達相談)	発達の気になる乳幼児について相談を受け、適切な支援を行います。(5歳児発達相談等)	中央保健センター こども発達支援センター	維持
発達上の困難を抱える児童の相談	相談において発達に気がかりを抱える児童とその家族への支援を行います。	こども発達支援センター	推進

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
小児慢性特定疾病自立支援事業	小児慢性特定疾病を患う子どもとその家族の相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との連絡調整等を行います。	鳥取市保健所 (健康支援課)	維持
地域療育支援事業	在宅の障がい児(者)の地域における生活を支えるため、地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図ります。	こども発達支援センター	推進
親子通所療育事業「らっこクラス」	主に家庭にいる、発達上の困難を抱える概ね2～3歳児と、その児童の子育てに不安を抱える親に対し、親子遊びを中心とした児童への接し方を伝えるとともに、児童に対する発達支援を行い、就園等へ移行できるように支援を行っていきます。	こども発達支援センター	推進
小集団療育事業「いるかクラス」	主に保育園や幼稚園に在籍し、行動統制に弱さや友達関係等の社会性の未熟さを抱える幼児に対し、少人数の中で、対人関係やコミュニケーション力を獲得し、集団での行動統制が図れるようにします。また、保護者に対し、児童への接し方を学ぶ機会を提供します。	こども発達支援センター	推進
保育訪問相談事業	保育園、幼稚園等において、心身の発達に支援の必要な児童及び保育上配慮の必要な児童に対し、保育の中で発達支援のあり方を協議し、対象児童並びに保護者支援の充実を図ります。	こども発達支援センター	推進
発達支援保育指導委員会巡回指導事業	保育園において発達の気になる乳幼児について巡回指導等により保育指導を行い、園において適切な支援を行うことができるようにします。	こども発達支援センター	推進
発達上の困難を抱える児童を持つ親の集い「いっぽいっぽ」	発達に気がかりを抱える児童の親同士の、悩みの共有や、子育てへの不安軽減を目指し、子育てへの見通しが持てるようにするため、親同士がグループミーティングを行います。	こども発達支援センター	維持

(2) 障がい児等施設・事業の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
障がい児の療育環境の整備と通園事業による療育の充実	障がいのある児童への療育・発達支援を推進するため、通園施設等の療育環境と通園事業による療育の充実を図ります。	こども発達支援センター	推進
相談支援事業	「障がい児支援利用計画」を作成し、障がい児への一貫した支援が行えるようにします。	こども発達支援センター	推進
介護給付・障害児通所支援	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、児童福祉法による障害児通所支援を提供します。(居宅介護、短期入所、障害児通所支援)	障がい福祉課	拡充
日中一時支援事業	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として日中活動の場を提供します。	障がい福祉課	拡充

(3) 切れ目のない支援の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
早期からの教育相談	特別な支援を必要とする就学前からの児童及び保護者に対して、早期から就学に関する情報提供や教育相談、就学移行支援を行います。	こども発達支援センター	推進
就学前小集団活動「にじのきょうしつ」	就学前の年長児期に、小学校入学時に必要なスキルやルールを学ぶ機会をつくり、学校生活への不安軽減を図り、安心して就学を迎えるための小集団での支援を行います。	こども発達支援センター	推進
学齢期における教育相談	学齢期の児童及び保護者に対して、就学に関することや学習面、行動面の学校生活に関する相談を、来所又は電話、訪問等によって行います。	こども発達支援センター	推進
T式ひらがな音読支援	小学校1年生でひらがな読みの正確さや、2年生で流暢さを重点的に支援することで、読み書きに困難を感じている児童を支援します。	こども発達支援センター	推進

【基本目標 4】 地域ぐるみで子育てをするために

親子に直接ふれあう機会の多い地域の人々との関わりや、親子で参加できるコミュニティ活動の実施など、地域で交流し、地域ぐるみで子育てできる環境づくりに努めます。

基本施策 1 地域の中でのふれあいの充実

(1) 子育てグループへの支援

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
子育てネットワークの活動支援	ゆうゆうとっとり子育てネットワークの活動を支援します。	中央保健センター	維持
各子育てサークルへの支援	各地区の子育てサークルに対し、講師の派遣や運営の助言等の支援を行います。	中央保健センター	維持

(2) 地域ぐるみの子育て支援

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
主任児童委員による子育てサークルの支援	主任児童委員による子育てサークル活動を支援します。	中央保健センター	維持
地区公民館による子育てサークルの活動支援	地区公民館による子育てサークル活動を支援します。	中央保健センター	維持

(3) 異世代間の交流事業

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
子どもと大人のふれあい事業(地区公民館生涯学習事業)	地域で子どもたちを育てる環境を整備し、奉仕活動や体験活動の充実を図ります。	生涯学習・スポーツ課	維持
中学生と乳児とのふれあい事業	中学校の体験学習において、保育所児童とふれあいを図ります。	こども家庭課	維持
地域に学ぶ(ワクワクとっとり)事業	市内中・義務教育学校 17 校の2年生及び8年生が3～5日間、各事業所で職場体験学習を行います。	学校教育課	維持
園児とお年寄りとの交流事業	伝承文化(ちまきづくり、もちつき、こま回しなど)を通して、世代間の交流を行います。	こども家庭課	維持

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
園開放	未就園児・お年寄り・地域の方を招いて、季節の行事や作品展等で交流を図ります。	こども家庭課	維持
幼保・小・中学校の交流や保育体験事業	園児・児童・生徒の交流や保育体験事業を実施します。	学校教育課	維持

(4) 地域活動への参加促進

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
地域活動の情報提供と参加呼びかけ	孤立する母親をなくすため、子育てサークルをはじめ、様々な地域の子育て活動への参加を呼びかけます。	中央保健センター	維持

基本施策2 市民等との協働による子育て支援

(1) 親子を支える地域づくり

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
市民との協働による子育て支援ネットワークの活動	各地域で子育て支援に関わるボランティア団体や公的機関が集い、子育て支援ネットワークを結成します。情報交換、交流、研修等を通じて課題を共有し、これからの子育てについて考え、子育て支援活動を推進します。	中央保健センター	維持
市民との協働による健診ボランティア活動	1歳6か月児健診時に2～3人の健診ボランティアが参加し、健診待ち時間の子どもの遊び相手や保護者への声掛け、見守りを行います。	中央保健センター	維持

(2) 地域資源を活用した協働による子育て支援

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
中山間地域における廃園となった園舎活用による子育て支援	地元自治会等が主体となり、廃園となった園舎を活用した保育施設運営に対して助成します。	こども家庭課	維持
空き店舗活用等による中心市街地における子育て支援	少子高齢化が進む中心市街地における子育て支援施策を検討します。	経済・雇用戦略課	維持

基本施策3 地域を担う人材の育成

(1) これからの地域を担う人材育成

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
特色ある公民館事業(人づくり事業含む)	公民館における独自の活動を展開することにより、地域への愛着と誇りを培います。	生涯学習・スポーツ課	維持
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	地域で目指すまちづくり・人づくりの目標を学校と地域が共有し、地域を担う人材育成に取り組むための学校・家庭・地域の連携・協働体制の確立を支援します。	学校教育課 生涯学習・スポーツ課	拡充
ジュニアリーダー養成・ヤングリーダー育成	子ども会活動や地域行事に参画できるリーダーを育てるため、地域の保護者と連携を図りながら小・中学生を対象としたジュニアリーダーを養成し、ジュニアリーダー研修を修了した中高校生が引き続き活動・研修を重ねヤングリーダーになるように育てます。	生涯学習・スポーツ課	維持
ファミリー・サポート・センターの提供会員の育成等	ファミリー・サポート・センター事業を実施し、会員相互の援助により、育児負担の軽減、仕事と家庭の両立が図られていますが、提供会員が少ないため、提供会員の確保・育成を行います。	こども家庭課	推進

【基本目標5】安心して子育てできる環境づくりのために

職場や家庭での固定的な性別役割分担意識の解消や子育てしながらでも働きやすい職場環境づくりの促進に努めます。また、子どもの健全育成を促進し、子どもが地域で安全に過ごせるよう社会環境の整備に努めます。

基本施策1 子育てと仕事の両立支援

(1) 性別による固定的役割分担意識解消のための啓発

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
男女共同参画セミナーの開催	男性の家事参加を促進するため、男性料理教室や子と父で参加する、『わくわく男性塾』を開催します。	男女共同参画課	推進
「女と男のハーモニーフェスタ」の開催	男女共同参画に関わる講演会等を開催します。	男女共同参画課	推進
他機関で実施する男女共同参画推進事業の情報提供	国、県、連携中枢都市圏等の機関が実施する事業の情報を提供します。	男女共同参画課	推進

(2) 子育てしやすい職場環境づくりへの支援

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
事業所内保育所の設置促進	子育て中の保護者が働きやすい職場環境を整備します。	こども家庭課	推進
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女共に働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「男女共同参画かがやき企業」として認定します。	男女共同参画課	推進
育児休業等の制度の取組に対する企業への啓発	仕事と家庭を両立するための取組について、企業の理解を深めるため啓発を推進します。	企業立地・支援課	推進
働き方改革推進アドバイザーによる子育てしやすい職場環境整備の啓発【新規】	働き方改革推進アドバイザーによる企業訪問やセミナー開催により、企業への情報提供や普及啓発を行います。	企業立地・支援課	新規

(3) 子育てで離職した女性への再就職等の支援及び企業への意識啓発

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
ハローワーク求人情報の提供	再就職を希望する女性にハローワークの求人情報を提供します。	経済・雇用戦略課	維持
職場における子育て環境整備のための支援制度に関する情報提供	仕事と家庭の両立のための支援制度の情報を提供します。	企業立地・支援課	推進
雇用アドバイザーによる就労相談	雇用アドバイザーによる就労相談により、再就職を支援します。	経済・雇用戦略課	維持

(4) 家庭と仕事を両立できる育児支援の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
ファミリー・サポート・センター事業	育児を援助したい方と育児の援助を受けたい方が会員となり、相互に援助活動を行うことにより、安心して働くことができる環境をつくります。	こども家庭課	推進

基本施策2 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 歩行者にやさしい道路環境の整備

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
歩道の拡幅整備	歩道幅の狭い箇所の改良及び新設を図ります。	道路課	維持
防犯灯の設置	暗い道で子どもが犯罪の被害にあわないようにするための対策を進めます。	協働推進課	維持
子ども等がより安全に通行できるための交通安全施設設備の充実（ガードレール、カーブミラー等）	子ども等の安全な通行を確保するための交通安全施設の設置及び改良をします。	道路課	維持
積雪時における通学路、歩道等の除雪対策	積雪時の児童、歩行者の安全な通行を確保します。登下校時の児童・生徒の安全確保の一環として、地域の協力を得ながら推進します。	道路課 学校教育課	維持

歩道のバリアフリー化（段差解消、点字ブロック等）	高齢者や身体に障がいのある人が不自由なく日常生活が送れるように、その障壁（バリア）を取り除く対策を進めます。	道路課	維持
--------------------------	--	-----	----

（２）子どもが安心して遊べる広場の整備

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
自然に親しめる公園の整備	「自然と共生する袋川遊水公園・重箱」を基本コンセプトに、自然を身近に感じ自然とふれあいながら活動できる場と生物観察の場の整備を図ります。	都市環境課	維持
街区公園の整備	周辺住民の憩いやコミュニティ活動の場、また中心市街地の活性化に寄与する場の整備を図ります。	都市環境課	維持
協働による公園等の芝生化推進	市民と協働して公園等の芝生化を行うことにより、子どもが安心して遊べる場を提供します。	都市環境課	維持
保育園等園庭の芝生化推進	保護者との協働により保育園庭を芝生化し、安全で快適な環境を提供するとともに、地域の子育てに関わる新たなコミュニティを創出します。	こども家庭課	維持

（３）誰にでもやさしい環境づくりの推進

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
公共施設等における環境整備促進	公共施設等におけるバリアフリー化、授乳コーナー・幼児用トイレを整備します。	生涯学習・スポーツ課	維持
市役所本庁舎における環境整備	本庁舎における託児室とキッズコーナーを設置します。	こども家庭課	維持

基本施策３ 子ども等の安全の確保

（１）小・中・義務教育学校、児童館等の施設環境整備

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
小・中・義務教育学校の施設環境整備	老朽化した施設の改修を図ります。	教育総務課	維持
児童館等の施設整備	耐震化の必要のある施設や、老朽化により運営に支障がある施設を年次的に整備します。	こども家庭課	維持

(2) 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
交通安全教育の推進	鳥取市交通安全対策協議会を中心とした交通安全教育を推進します。	協働推進課	維持
スクールゾーン・通学路の安全点検、整備	スクールゾーン・通学路の安全を点検し、整備を図ります。	学校保健給食課	維持

(3) 子どもを犯罪等から守るための取組の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
地区青少年育成協議会活動への支援	地区組織の充実と実践活動の促進を図ります。	生涯学習・スポーツ課	維持
青少年を非行から守る街頭活動、啓発活動への支援	街頭補導を実施する少年愛護センターを充実し強化します。	生涯学習・スポーツ課	維持
少年補導員研修事業	街頭補導を行う少年補導員の技能向上のため、各種研修会への参加を支援します。	生涯学習・スポーツ課	維持
地域社会で子どもを非行から守る地域団体活動支援	少年非行防止活動を地域ぐるみで推進する地域に対して支援をします。	生涯学習・スポーツ課	維持
危機管理マニュアルの徹底	各園・学校が「危機管理マニュアル」を作成し、学校安全対策を推進します。	学校教育課	維持
学校安全の推進	学校、警察、地域が連携して登下校時の見守り活動、不審者対応訓練等を行って、校内外における児童・生徒の安全確保を図ります。	学校教育課	維持
危険空き家対策の推進	放置された空き家等による災害等を未然に防止し、安全で安心な地域づくりを推進します。	建築指導課	維持

(4) 子どもを災害から守るための取組の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
防災教育・防災訓練の実施	教育・保育施設、学校などにおいて自然災害などに対する防災教育及び防災訓練を充実させ、子どもの命を災害から守ります。	学校教育課 こども家庭課	推進

(5) 子どもを取り巻くより良い環境づくりの推進

施策名	具体的施策の内容	担当課	事業区分
携帯電話・インターネット等の危険性に対する意識啓発	携帯電話・インターネット等の乱用など、子どもを取り巻く有害環境への対策を推進します。	生涯学習・スポーツ課	推進
「読まない」「買わない」「置かせない」「三ない運動」の推進	書店やコンビニエンスストア等における、性や暴力等に関する雑誌やビデオなど、子どもを取り巻く有害環境への対策を推進します。	生涯学習・スポーツ課	維持
「少年を守る店」事業の推進	青少年をめぐる環境を浄化するため、「少年を守る店」を指定し、それぞれの営業を通じ青少年を温かく見守る環境をつくるとともに、広く市民の協力を得て青少年の健全育成を図ります。	生涯学習・スポーツ課	維持
メディア・リテラシーの向上のための取組	男女共同参画セミナー等で実施します。	男女共同参画課	維持

第7章 教育・保育等の量の見込みと確保の内容

【1】教育・保育の提供区域の設定について

子ども・子育て支援法及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、保育所の配置状況や子どもの人数を勘案し、鳥取地域と支所地域の2区域を教育・保育の提供区域として設定します。

【2】量の見込みの算出について

平成27(2015)年度から「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援新制度が開始されました。「子ども・子育て支援法」では、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、制度や財源を一元化して幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的な拡充、家庭における養育支援の総合的な推進を目指しています。この目的の達成に向けて着実に計画を推進するため、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量と、その確保方策について定めることとしています。

見込量の算出に当たっては、国の手引きに基づく「ニーズ調査結果から算出(推計)する方法」と、平成27(2015)年度以降の「各事業実績から算出(推計)する方法」があり、本市では各事業の特性に応じて、いずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を定めます。

【参考／教育・保育の認定】

子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育を利用する場合は、以下の区分に沿った「教育・保育の認定」を受ける必要があります。

【1号認定】保育を利用しない3～5歳児（幼稚園、認定こども園）

【2号認定】保育を必要とする3～5歳児（保育所、認定こども園）

【3号認定】保育を必要とする0～2歳児（保育所、認定こども園、地域型保育）

【3】教育・保育事業等の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

【鳥取市全体】

		令和2(2020)年度				令和3(2021)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	1,347	3,613	780	2,234	1,293	3,641	780	2,216
②確保方策	特定教育・保育施設	1,295	3,607	591	1,943	1,295	3,619	626	1,987
	確認を受けない幼稚園	340				340			
	地域型保育事業			55	121			55	121
	認可外保育施設		30	10	50		30	10	50
	企業主導型保育施設の地域枠			13	21			13	21
	計	1,635	3,637	669	2,135	1,635	3,649	704	2,179
過不足(②-①)		288	24	-111	-99	342	8	-76	-37

		令和4(2022)年度				令和5(2023)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	1,241	3,670	785	2,198	1,192	3,701	785	2,180
②確保方策	特定教育・保育施設	1,245	3,669	668	2,032	1,195	3,719	688	2,072
	確認を受けない幼稚園	340				340			
	地域型保育事業			55	121			55	121
	認可外保育施設		30	10	50		30	10	50
	企業主導型保育施設の地域枠			14	30			14	30
	計	1,635	3,649	747	2,233	1,635	3,649	767	2,273
過不足(②-①)		344	29	-38	35	343	48	-18	93

		令和6(2024)年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	1,144	3,733	785	2,162
②確保方策	特定教育・保育施設	1,145	3,769	708	2,073
	確認を受けない幼稚園	340			
	地域型保育事業			55	121
	認可外保育施設		30	10	50
	企業主導型保育施設の地域枠			14	30
	計	1,635	3,649	787	2,274
過不足(②-①)		341	66	2	112

【鳥取地域】

		令和2(2020)年度				令和3(2021)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	1,206	3,093	677	1,856	1,152	3,135	681	1,862
②確保方策	特定教育・保育施設	1,085	2,971	487	1,553	1,085	2,983	522	1,597
	確認を受けない幼稚園	340				340			
	地域型保育事業			55	121			55	121
	認可外保育施設		30	10	50		30	10	50
	企業主導型保育施設の地域枠			13	21			13	21
	計	1,425	3,001	565	1,745	1,425	3,013	600	1,789
過不足(②-①)		219	-92	-112	-111	273	-122	-81	-73

		令和4(2022)年度				令和5(2023)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	1,101	3,178	689	1,866	1,053	3,224	693	1,869
②確保方策	特定教育・保育施設	1,035	3,033	564	1,642	985	3,083	584	1,682
	確認を受けない幼稚園	340				340			
	地域型保育事業			55	121			55	121
	認可外保育施設		30	10	50		30	10	50
	企業主導型保育施設の地域枠			14	30			14	30
	計	1,425	3,013	643	1,843	1,425	3,013	663	1,883
過不足(②-①)		274	-115	-46	-23	272	-111	-30	-14

		令和6(2024)年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	1,006	3,270	695	1,869
②確保方策	特定教育・保育施設	935	3,133	604	1,683
	確認を受けない幼稚園	340			
	地域型保育事業			55	121
	認可外保育施設		30	10	50
	企業主導型保育施設の地域枠			14	30
	計	1,425	3,013	683	1,884
過不足(②-①)		269	-107	-12	15

【支所地域】

		令和2(2020)年度				令和3(2021)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	141	520	103	378	141	506	99	354
②確保方策	特定教育・保育施設	210	636	104	390	210	636	104	390
	確認を受けない幼稚園								
	地域型保育事業								
	認可外保育施設								
	企業主導型保育施設の地域枠								
	計	210	636	104	390	210	636	104	390
過不足(②-①)		69	116	1	12	69	130	5	36

		令和4(2022)年度				令和5(2023)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	140	492	96	332	139	477	92	311
②確保方策	特定教育・保育施設	210	636	104	390	210	636	104	390
	確認を受けない幼稚園								
	地域型保育事業								
	認可外保育施設								
	企業主導型保育施設の地域枠								
	計	210	636	104	390	210	636	104	390
過不足(②-①)		70	144	8	58	71	159	12	79

		令和6(2024)年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	138	463	90	293
②確保方策	特定教育・保育施設	210	636	104	390
	確認を受けない幼稚園				
	地域型保育事業				
	認可外保育施設				
	企業主導型保育施設の地域枠				
	計	210	636	104	390
過不足(②-①)		72	173	14	97

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none">●保護者の希望に応じた施設への入所ができるよう、利用定員の増加、施設面積、職員配置等の認可基準の範囲内での弾力入所の対応等について、各施設に協力を要請していきます。●保育需要に応じた適正な定員を確保するため、大学訪問などにより保育士の確保に努めるとともに、年齢ごとの受け入れ定員の見直しも実施していきます。●施設の老朽化等に伴う施設整備を計画的に進め、その整備に当たっては周辺地域の保育需要に応じた適切な定員数を確保するよう努めます。
----------------------	---

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「地域子ども・子育て支援事業による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な事業を計画的に提供していきます。

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

		単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
母子保健型 (子育て世代 包括支援セ ンター)	量の見込み	か所	2	2	2	2	2
	確保方策	か所	2	2	2	2	2

提供体制 確保方策 の考え方	今後も継続して事業実施していきます。
----------------------	--------------------

(2) 一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園及び認定こども園の在園児については、「幼稚園預かり保育」により実施し、保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない場合は「保育所等における一時保育」により実施します。

		単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
幼稚園・認 定こども園 在園児対象	量の見込み	延べ人	53,222	53,222	53,222	53,222	53,222
	確保方策	延べ人	53,222	53,222	53,222	53,222	53,222
		か所	14	14	14	14	14
保育所等 における一時 保育	量の見込み	延べ人	4,149	4,149	4,149	4,149	4,149
	確保方策	延べ人	4,149	4,149	4,149	4,149	4,149
		か所	11	11	11	11	11

提供体制 確保方策 の考え方	●保育需要に応じた適正な人数を確保するため、実施施設の確保、適切なサービスの提供、一時預かり事業についての周知に努めます。
----------------------	---

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	人	3,124	3,354	3,600	3,750	3,859
低学年	人	2,391	2,495	2,657	2,690	2,694
1年生	人	853	856	872	818	802
2年生	人	800	908	935	977	939
3年生	人	738	731	850	895	953
高学年	人	733	859	943	1,060	1,165
4年生	人	370	446	445	519	549
5年生	人	252	283	354	363	435
6年生	人	111	130	144	178	181
確保方策②	人	3,124	3,354	3,600	3,750	3,859
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●増加する入級希望に対応するため、クラブの分割、拡充を推進するとともに、学校の余裕教室、公共施設等を開設場所として確保していくよう努めます。 ●放課後児童支援員の資質向上のための研修実施や、処遇改善の取組を進めます。
----------------------	---

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を図り、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	延べ人	61,200	58,992	56,652	54,816	53,088
確保方策	か所	13	13	13	13	13

提供体制 確保方策 の考え方	今後も継続して事業実施していきます。
----------------------	--------------------

(5) 妊婦健康診査事業

定期的に医療機関において乳児の成育具合や妊婦の健康状態を確認し、母子共に健康で安心した出産ができるよう支援する事業です。

		単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	健診回数	回	14	14	14	14	14
	延べ受診人数	延べ人	19,500	19,500	19,000	19,000	19,000
確保方策	延べ受診人数	延べ人	19,500	19,500	19,000	19,000	19,000

提供体制 確保方策 の考え方	助成券の交付により、妊婦健康診査に係る費用の助成を行います。妊婦が健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えるために重要であることから、今後も本助成を実施し、積極的な受診を促進するために支援します。
----------------------	---

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、乳児の発育状況の確認、母親の健康相談、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

		単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み		人	1,400	1,350	1,350	1,300	1,300
確保方策		人	1,400	1,350	1,350	1,300	1,300

提供体制 確保方策 の考え方	今後も子育て家庭の状況を把握しながら、保健師、助産師により対象家庭を訪問し、安心して子育てできるよう支援します。
----------------------	--

(7) 養育支援訪問事業

育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、支援が必要な場合に支援員が訪問して、保護者の育児や家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児、家事援助など）を行う事業です。

		単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み		延べ人	300	300	300	300	300
確保方策		延べ人	300	300	300	300	300

提供体制 確保方策 の考え方	関係機関との連携強化を図るとともに、継続的な支援が必要な家庭に対し支援員を派遣し、養育相談や育児支援を行います。
----------------------	--

(8) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や出産、冠婚葬祭やその他の理由で、家庭において一時的に児童を養育することが困難になった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業(ショート・ステイ)、平日の一時預かりを行う事業(平日日帰りステイ)及び平日の夜間、休日の一時預かりを行う事業(トワイライト・ステイ)です。

平成31年4月より、事業委託先として里親を追加し、令和2年1月から本格稼働しました。

○ショート・ステイ利用者数の量の見込みと確保量

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	延べ人	600	600	600	600	600
確保方策	延べ人	600	600	600	600	600
	か所	10	10	10	10	10

○平日日帰りステイ利用者数の量の見込みと確保量

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	延べ人	80	80	80	80	80
確保方策	延べ人	80	80	80	80	80
	か所	10	10	10	10	10

○トワイライト・ステイ利用者数の量の見込みと確保量

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	延べ人	200	200	200	200	200
確保方策	延べ人	200	200	200	200	200
	か所	10	10	10	10	10

提供体制 確保方策 の考え方	安定した支援を行うため、現在の体制に加え、里親等事業委託先の拡大を目指します。
----------------------	---

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助活動を行う事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	延べ人	1,575	1,575	1,575	1,575	1,575
確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	提供会員及び両方会員の確保に努めながら、今後も継続して事業実施していきます。
----------------------	--

(10) 時間外保育事業（延長保育：保育所、認定こども園 長時間）

通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	人	2,680	2,680	2,700	2,700	2,700
確保方策②	人	2,680	2,680	2,700	2,700	2,700
	か所	50	50	51	51	51

提供体制 確保方策 の考え方	今後も各施設での利用希望者の把握に努め、必要に応じ実施施設数を拡大し、必要な需要の確保に努めていきます。
----------------------	--

(11) 病児・病後児保育事業

児童が病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	延べ人	4,040	4,040	4,040	4,040	4,040
確保方策	延べ人	3,638	4,040	4,040	4,040	4,040
	か所	5	6	6	6	6

提供体制 確保方策 の考え方	新設により提供体制を確保し、今後も継続して事業実施していきます。
----------------------	----------------------------------

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等、及び副食材料費を助成する事業です。

本市では、生活保護世帯と準要保護世帯を対象として事業を実施しています。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援する等、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

本市では、特に地域型保育事業での民間事業者の参入が進んでおり、今後は保育・教育の受け皿不足の状況を見極めながら検討していきます。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保及び保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮した給付を実施します。

第8章 計画の推進と点検・評価

1 計画の推進

本計画の推進に当たっては、子ども・子育て支援のための施策実施に係る児童福祉や幼児教育などの市の関係部署、関係機関が連携し、横断的に施策を推進していくことが必要です。

同時に、子育て家庭はもとより、教育・保育の場で日々子どもと接する事業者や子育て環境を支える地域の人々などのあらゆる主体が、それぞれの主体的役割を理解し、連携、協働して取り組むことが重要です。

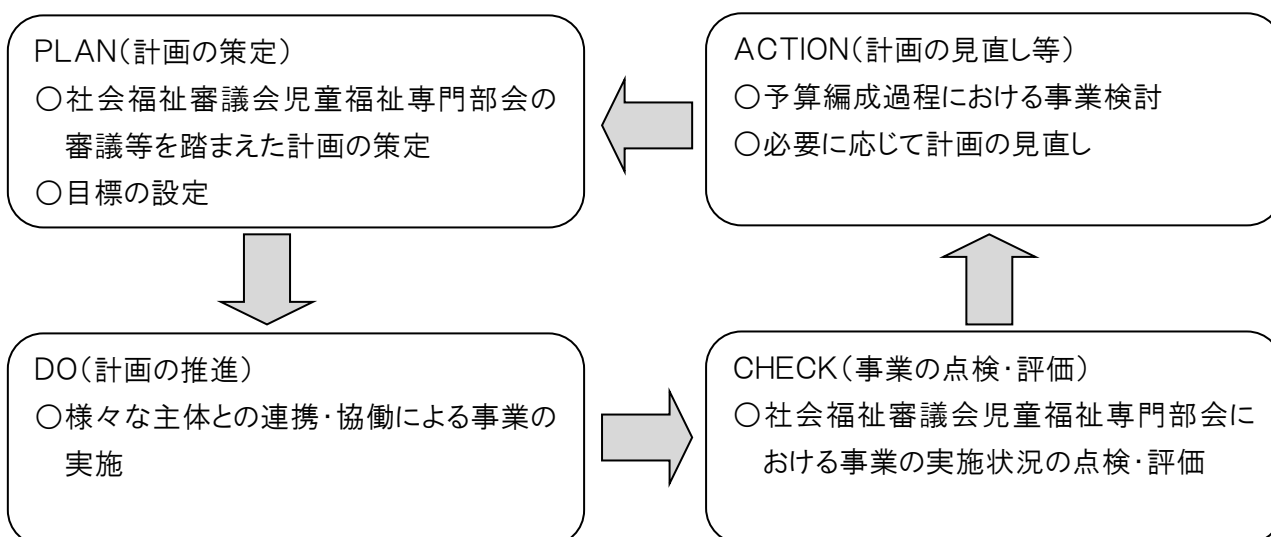
今後も引き続き、市として子ども・子育て支援施策の普及啓発に一層努めながら、多くの方の意見を取り入れて、子ども・子育てに関する取組の充実を図ります。

2 計画の点検・評価

本計画を実行性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証していくことが重要です。

計画期間の5年間、毎年教育・保育の確保状況、子ども・子育て支援事業の実施状況など本計画に基づく施策の達成状況を社会福祉審議会児童福祉専門部会に報告し、その進捗状況を点検・評価していきます。

本計画は、計画期間の中間年である令和4（2022）年度を目安として適宜必要な見直しを行うこととしていますが、各個別施策の実施に当たっては、柔軟で実態に即した取組が必要であることから、各年度予算編成過程等において事業の検討を行い、必要に応じて新規の事業の実施や修正等を行うこととします。



資料編

1 鳥取市社会福祉審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取市社会福祉審議会条例(平成29年鳥取市条例第44号。以下「条例」という。)第9条の規定により、鳥取市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(副委員長及び副分科会長)

第2条 審議会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、条例第5条の規定により指名された者とする。
- 3 各専門分科会に副分科会長を置く。
- 4 副分科会長は、専門分科会長がその専門分科会に属する委員から指名する。
- 5 副分科会長は、専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときにその職務を代理する。

(部会の設置等)

第3条 心身障害福祉専門分科会に、より専門的な調査審議をするため、指定医師等審査部会を置く。

- 2 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(分科会の分掌事務)

第4条 民生委員審査専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 民生委員に関する事項を調査審議すること。
 - (2) 民生委員法(昭和23年法律第198号)第5条第2項並びに同法第7条第1項及び第2項の規定による意見に関し、審議すること。
 - (3) 民生委員法第11条第2項の規定による同意に関し、審議すること。
 - (4) 民生委員法第12条の規定による通告等を行うこと。
- 2 心身障害福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。
- (1) 障がい者の福祉に関する事項を調査審議すること。
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第2項及び同法施行令(昭和25年政令第78号。以下「令」という。)第3条第3項の規定による意見に関し、審議すること。
 - (3) 令第5条第1項の規定による諮問に関し、審議すること。
 - (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第8項の規定による知的障がい者及び心身障がい児の福祉を図るため、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。
- 3 老人福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。
- (1) 老人の福祉に関する事項を調査審議すること。

- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の2第3項の規定による意見に関し、審議すること。
 - (3) 老人福祉法第19条第2項の規定による意見に関し、審議すること。
- 4 児童福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。
- (1) 母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議すること。
 - (2) 児童福祉法第34条の15第4項、同法第35条第6項、同法第46条第4項及び同法第59条第5項の規定による意見に関し、審議すること。
 - (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、同法第21条第2項及び同法第22条第2項の規定による意見に関し、審議すること。
 - (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号から第3号までの規定による意見に関し、審議すること。
 - (5) 子ども・子育て支援法第77条第1項第4号の規定による調査審議を行うこと。
 - (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第13条の規定による意見に関し、審議すること。

（部会の分掌事務）

第5条 指定医師等審査部会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 第4条第2項第1号に規定する事項のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条の規定による指定自立支援医療機関の指定、同法64条の規定による指定自立支援医療機関の変更及び同法第68条の規定による指定自立支援医療機関の取消について、専門的審査が必要となる事項に関し、審議すること。
- (2) 第4条第2項第2号の規定による意見に関し、審議すること。
- (3) 第4条第2項第3号の規定による諮問に関し、審議すること。

（専門分科会の招集）

第6条 専門分科会は、委員長が必要と認めたとき、又は専門分科会長が審議すべき事項を示して要請し、その必要があると認めたとき、委員長が招集する。

（部会の召集等）

第7条 部会は、専門分科会長が必要と認めたとき、招集する。

- 2 部会は、部会長が議長となる。
- 3 部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門分科会の決議等）

第8条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第2条第3項の規定により、民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

- 2 他の専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、この場

合には、次の審議会に報告するものとする。

(部会の決議等)

第9条 指定医師等審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、この場合には、次の専門分科会に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月25日から施行する。

2 鳥取市社会福祉審議会委員名簿（児童福祉専門分科会）

【委員】

氏名	関係団体等
藤岡 由美	鳥取市連合母子会
杉本 正	鳥取市放課後児童クラブ連合会
森田 明美	鳥取県子ども家庭育み協会
岡 美智子	鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会（認定こども園代表）
八田 久美	鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会（私立幼稚園代表）
山口 朝子	地域サポートネットワークとっとり
塩野谷 斉	鳥取大学地域学部

3 鳥取市社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）の開催経緯

実施期日		主な審議内容
第1回	令和元（2019）年 12月4日（水） 午後1時30分～	第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画の策定について 小規模保育事業について
第2回	令和元（2019）年 12月16日（月） 午後1時30分～	第2期子ども・子育て支援事業計画の施策体系の考え方について 教育・保育事業の量の見込みと確保方策について
第3回	令和2（2020）年 1月16日（木） 午後1時30分～	第2期子ども・子育て支援事業計画の施策体系の考え方について 教育・保育事業の量の見込みと確保方策について 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価等について ニーズ調査の概要について
第4回	令和2（2020）年 2月4日（火） 午後1時30分～	第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
第5回	令和2（2020）年 3月13日（金） 午後1時30分～	市民政策コメント（パブリックコメント）の状況について 第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画（案）について

**第2期 鳥取市子ども・子育て支援事業計画
令和2（2020）年3月**

発 行／鳥取市 健康こども部 こども家庭課
〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地
TEL（0857）30-8236
FAX（0857）30-3907
